

「三條教則」
關係資料（十五）

本号は

- 『説教格言』 亀卦川政隆 (明治七年六月)
- 『教憲略義』 穂積耕雲 (明治七年七月)
- 『三条要論』 鴻春倪 (明治七年八月)
- 『説教三則百談』 上下 小池貞景 (明治七年十月)

の四点を収める。

解題

〔説教格言〕 龜卦川政隆（明治七年六月）

本書は一冊、版本、和装袋系綴である。表紙題簽に「説教格言」とあり、表紙見返しに「龜卦川政隆著 説教格言
官許 慶元堂発兌」とあり、卷頭に東都日枝神社の祠官多田孝泉による序文のような「説教格言端書」（二丁）があり、次いで著者による「説教格言凡例」（二丁）を掲げたあと、本文十五丁が続く。卷末には東京をはじめ、各地の書林廣告（須原屋茂兵衛以下六十四軒）が二丁あり、末尾に「明治七戌年六月 官許 東京書林 下谷南稻荷町和泉屋庄次郎」とあって、全十八丁より成る。

また、本書の内容体裁は、和歌篇、敬神篇、愛国篇、人道篇、奉戴篇、朝旨遵守篇の六項目より成る問答形式であつて、最初に和歌篇を置いて和歌を通して三条教則の真意に迫ろうとするところなどが、本書の特徴的なることとして挙げができる。

なお、翻刻掲載については、國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依った。

〔教憲略義〕 穂積耕雲（明治七年七月）

本書は一冊、刊本、袋板系綴である。表紙中央部に「教憲略義」とあり、その右横部に〔官許〕の押印が見られる。次いで本文が七丁続き、本文末に「明治七年七月 氷川神社少宮司兼大講義穂積耕雲謹識」とある全七丁より成る小冊子である。

著述者の穂積耕雲は、本文末より明治初年頃は武藏国氷川神社の少宮司で、教導職大講義であったことがわかる。また、穂積は本書のほかに、後年にいたつて教育勅語の解釈書である勅語衍義書群の一つ『勅語正解』（刊本一冊、

洋装 仮綴 明治二十五年四月十九日出版 著書相続人兼発行人穂積サキ)なる小冊子を刊行している(本書は、日本大学精神文化研究所・教育制度研究所発行「教育勅語関係資料」第十集 一八一頁—一九六頁に収録している。昭和五十七年一月三十日発行)。その自序によれば明治二十五年頃は正七位、安房神社宮司となっていたことが知られる。

なお、翻刻掲載については、國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依った。

『三条要論』 鴻 春倪 (明治七年八月)

本書は一冊、刊本、袋綴である。表紙題簽に「三条要論 完」とあり、表紙見返しに「中講義鴻春倪述 三条要論 明治七年八月稟准 明教社出版」とあり、巻頭に正六位田中頼庸による「三条要論序」(二丁)と、著者と懇意であったと思われる海南忘筌漁史なる人物の「三条要論序」(二丁)の二名の序文を掲げている。次いで本文七丁が続き、そのあと從五位本多正憲による跋文(二丁)があり、本書末尾に「書林 東京銀座街貳丁目東側明教社發兌」とある全十二丁より成る小冊子である。

著述者の鴻春倪は、明治七年頃は教導職中講義であり、短文ではあるが、僧侶の三条教則に関する説教について、本来未熟な神典を講説するから、かえつて聞く人が混乱することになると、僧侶に対する注告、批判とも受けとれるような言で全体を纏めている点などが本書の特徴的などころである。

なお、本書は『明治佛教思想資料集成』第三卷(一一五頁—一八頁、昭和五五年八月、同朋舎)で、すでに翻刻収録されているが、そこには翻字の間違いも數ヶ所見受けられるので、今回の翻刻掲載については、あらためて國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本をもとにおこなった。

「説教三則百談」 上下 小池貞景（明治七年十月）

本書は上下二冊、版本、和装袋糸綴である。上巻（一冊目）は表紙題簽に「小池貞景 教説三則百談 初編 上」と

あり、表紙見返しに「明治七年第十月新發児 中講義小池貞景先生著

教説三則百談

京都書林

正宝堂

耕文樓」と

あり、卷頭に明治七年一月田中満による題字「文畧言」（一丁）を掲げたあと、本文四十二丁が続き、計四十三より成る。下巻（第二冊目）も表紙題簽に「説教三則百談 初編 下」とあり、そのあと本文三十八丁が続く。卷末に「諸

国弘通書肆」と題した東京北畠茂兵衛以下、全国一・五の売捌き書林の広告（二丁）があり、末尾に「小池貞景先生

著 葬祭一家例全一冊」と著者の著作広告を載せたあと、奥付部分に「官許 明治七年四月 同十月發児

京都開版

書肆 東洞院三条上ル村上勘兵衛 三条通御幸町角大谷仁兵衛 御幸町通御池下ル藤井孫兵衛 三条通寺町東入福井

源次郎 寺町通四条上ル田中治兵衛 寺町通松原下ル松井栄助 寺町通三条上ル福井孝助」とあり、計四十丁より成

ついて、本書は二冊合計八十三丁より成る冊子である。

著述者的小池貞景は、本文冒頭より明治七年当時、大原野神社権宮司で教導職の中講義であつた神官であつたことがわかる。

そして、本書の内容体裁は三条教則および関連する古事記や日本書紀のなかの一文を項目のようなかたちで掲げ、第一冊目は「卷一」と称して六項目に分かち、第二冊目を「卷二」と称して、同じく六項目に分かち、全十二の項目より成るものである。全体的にはわりに長文と言つてよいが、その表現体裁は実際の説教ばなしのありさまを思わせるような臨場感のある口語調によつて平易に、しかも例語や実歴談などを豊富に織りこんで読み易くしているところなどが、本書の特徴である。

なお、翻刻掲載については、國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依つた。

凡
例

凡例については、しを、ある、と読む以外は、前号にしたがつた。

資料

コトヲ欲スルコト勿レ。

『説教格言』 龜卦川政隆 (明治七年六月)

説教格言端書

龜卦川ぬしのものせられたる此書をひとわたりよみとり
ておもひけらく、まことにかく解き和らげてこそ鳥の跡
ふみ見ぬしもざまのひとさにも大神をゐやまふより朝
旨を守るべきことわざなむよくえらるれ。さればせみの
小川にすめる月読男の如く此書をたづねてよみねかしと
諸人に告るものは鳥がなく東の日枝の山法師多田孝泉に
ざりける。

和歌篇

明治七年の水無月
はつか余りなぬか

問、石川やせみの小川の清ければ月も流を尋てそすむ、
ト云ノ歌ハ、誰レ人ノ詠ニテ如何ナル意ソヤ。

説教格言凡例

一 説教ハ人心ヲ感動シ、風俗ヲ転化セシムルヲ至要ト
スレハ、自ラ私心ヲ去り、天理ニ順ヒ、威儀ヲ整ヒ、
言語ヲ發スベシ。必ス名聞ヲ好ミ、博学ヲ顯ハサン

一 三条ハ言約ニ、旨博ケレハ、其ノ大意ヲ得テ、深切
ニ演説スベシ。必ス正講ケ間敷スベカラズ。
一 演説ノ体ハ言辞ヲ柔和ニ用ヒ、聽者ノ耳底ニ徹シ、
勸善ノ心ヲ發セシムルコト専務ナリ。

一 初學ニ見ヤスキ為メ、問答ニ付シテ記載ス、覽者斟
酌セラレテ説教スベシ。

明治七年五月

龜卦川政隆謹述

説教格言

龜卦川政隆謹述

ニ取リテ見可シ。去レハ、心ヲ清ク持ツ人ハ神ヤ仏モ其ノ人ノ心ノ中ニ住ミ玉ヘテ、常々冥助シ玉フモ、濁レル人ノ心ニハヤドリ玉ハザレハ、必ス邪心ヲ持ツ可ラス。其ノ邪心一ナラスト雖モ、最第一ノ邪心ト申スハ、神仏ニ不敬シ、天子ヲ輕蔑致シ、父母ニ不孝ヲ致ス、是ヨリ最上ナルハナシ。此ノ最第一ノ邪心ヲ起セル人ハ忽チニ神罰ヲ蒙ラサルハ無シ。既ニ遠クハ承平天慶ノ頃、將門純友等カ叛逆、近クハ由井丸橋等ノ姦謀、終ニ誅ヲ加ヘラル、カ如シ。去レハ、人タル者上之天理ニ順シ、心ヲ正直ニ致シ、下モ人事ヲ尽シテ國家ヲ維持致スベシ。爾ルニ世間ハ兔角塵リ芥ノ世界ナレハ、見ルニ付ケ、聞クニ付テ心ノ水ハ濁リ易ク、身ノ舟ハ沈ミ勝チナルモノナレハ、心ノ水ヲ清マシ、其レニ亦タ工夫シテ身ノ舟ヲ浮カバス様ニ心掛クベシ。既ニ周茂叔カ愛蓮ノ説ニ、蓮之出ニ淤泥ニ而不レ染蓮ヲ賞メラレケル如ク、人モ世ノ中ノ塵リニケガレヌ間敷、又水上ニ浮ヒテ世ヲ渡ルコト専務ナルベシ。余此レニ就テ自詠ノアリケレハ、憚レトモ初学ノ為ニ左ニ記サン。

水さひ江の濁にしまぬ蓮葉のきよき心を心ともかな、舟

のこと心の水の深き海にやすく浮ひて世をわたらなむ、此ハ鄙界ノ歌ナレト、無学ノ人ニ喻スニアレハ、其心ヲクミ取りテ、兔角心ヲ清ク持チ沈ヅマヌ様ニナサルベシ。古歌ニ、明日アリト思フ心ノアダ桜夜ルハ嵐ノ吹カヌモノカハ、ト詠メル如ク、実二人間ハハカナキ身ニテ、明日ノ日モ斗カラレザレバ、一ト時モ急テ善ヲ行ヒ、泉下ノ土産ヲコシラヘ置クコト至要ナリ。既ニ朝聞夕死ノ言アレハ存生デ有ル内チ、道ヲ聞キ、善ヲ勤メ、往生際ニ本心ヲ失ハヌ様ニ精々心ヲ付ケラルベシ。ソハ平常ニアノ水ヲ清メ、神仏ノ月影ヲヤドシ置カザレハ命終際ニアハテルトモ、決シテ間ニ合ザレハ、常々勸善ノ心ヲ懷カルベキナリ。

同

問、おく山に紅葉ふみ分なく鹿の声きく時そ秋はかなしき、ト云ノ詠歌ノ意ハ如何。

答フ、此ノ歌ハ百人一首ニノセタル通り、猿丸太夫ノ歌ニテ、皆ナ人ノ知リタル歌ナリ。或人ノ説ニ、此ノ歌ハ深草ニ住ミケルトキニ詠メリ。故ニ深草ニ、今ニ奥山ト

云処アリト申セリ。サテ歌ノ意ヲ、世ノ中ノ有り様ニウ

敬神篇

ツラシテ喻シ申サハ、多クノ人々、此ノ吳竹ノ世ノ中ニ

浮世ノ歎樂ヲ紅葉ノ錦ノ如ク思ハレテ、歌舞琴絃ノ声ヲ

聞キ□テ樂キ音ト思ハル、ハ常ノ習ハシナレド、既ニ歎

樂極リテ哀情多シト申スガ如ク、吉原ノ遊ビモ其ノ夕ニ

ハ面白ク思ヒドモ、其次ノ日ノ勘定ノ時ニハ哀情ノ起ル

コト、十人二九人迄ハ左モ有ン。其ノ勘定ノコトヲタノ

中ニ思ヒナバ、坐中ノ芸者ノ振袖モ錦トモ見エマジク、

鼓絃ノ音モ悲歎ノ声ニ響クラン。去レバ、我カ家内ニテ

弾ク三絃ヨリ吉原茶屋ノ絃歌コソ其ノ哀シサハ増ルラン。

浮世ノ樂ト申スハ、皆ナ此ノ如クニテ、常住不变ノ樂ミ

ト申スハ無クシテ無常ノコトトモナリ。既ニ阿房宮ノ如

キモ、楚人ノ一炬ニ哀ム可シ。焦土トナリヌレハ、何レ

カ秋ニアハデハツヘキ。今日紅顔ノ美少年ト愛セラレシ

モ、光陰矢ノ如クニテ、忽チ白髮ノ老翁トナルモノナレ

ハ、免角全盛ノ中ニ善根ヲ積ンテ、タヲレヌサキノ杖ヲ

ツカレ、夜見路ノ兵糧六道錢ノ小遣ヲ貯ヘ、往生際ニ秋

ノ悲ミニ会ハヌ様、心ヲ掛ケラル可キナリ。

問、敬神ノ所以ハ如何。

答、敬神トハ、凡テ神祇ヲ誠敬スルノ義ナリ。即チ心ノ

底ヨリ実ニ神ヲ敬フナリ。只夕形チ容タノミ威儀ヲ莊ル

ノミニ非ズ。心底ノ敬神自然ト外ニ顯ハル、ヲ以テ敬神

ノ至極ト云ベシ。今日ノ人等ハ大概神前ヲ通ル時ノミ手

ヲ合セ、頭ヲ下ケ、其ノ場ヲ通り過ルト直ニ誠心ヲ失ヒ、

尊敬ヲ忘ル、実ニ愚ノ至リト云フベシ。夫レ神徳一ナラ

スト雖、古事記ノ最初ニノセ奉ル天御中主、高皇產靈、

神皇產靈ノ三神ハ造化ノ首神ニシテ三才ヲ主宰シ、諸冉

ノ二尊ハ群品ノ祖神ニシテ万物ヲ化生シ玉フ。中ン就ク、

天照大神ハ天下ノ君徳ヲ備ヒ、天神ノ大御議ヲ以テ六合

ノ主ニ立チ、万神ノ御徳ヲ統御シテ徳沢最モ群神ノ上ニ

超過シ玉フ。既ニ日輪ノ光明普ク天地間ヲ照臨ス。大神

ノ恩徳仰クヘク尊ムヘシ。其ノ余ノ神祇モ各分掌シ玉フ

所アリテ、我々ノ身ハ勿論、鳥獸草木ニ至ル迄、日夜此

ノ恩賴ヲ蒙ラザルハ無シ。且ク飽食スルガ如キハ大氣都

毘壳ノ余徳、煖衣スルガ如キハ天衣織女ノ神恩、水火ハ

即チ迦具土神ト弥都波能壳神トノ恩澤ニ非ルコトナシ。

神恩豈ニ報セザルベケンヤ。爾ルニ、神慮ハ固ヨリ公然ニシテ、明鑑ノ無念ニシテ能ク影像ヲ写スガ如ク、私ヲ離レ玉フ神明ナレハ、私情ヲ去リ、誠心ヲ以テ崇奉敬事スルヲ敬神ノ大要トス。

爱国篇

問、爱国ノ体ハ如何。

答、爱国トハ、国土ヲ公愛スルノ義ナリ。夫レ四海挙テ天神ノ造化ニ非ル無ケレハ、自他彼此ノ論無シト雖モ葦原中國ハ天神天祖降臨ノ地ニシテ、即チ極ヲ立て、統ヲ垂レ玉フノ皇國ナレハ、最大無上ニシテ、実ニ万邦ニ比類ナキ尊キ国ニテコソアレハ、昔シ支那人等モ、我カ皇

國ヲ君子国トモ崇メ、蓬萊國トモ称セリ。即チ仏教東流

シ、漢籍渡來セルモ、畢竟我カ皇國ヲ慕ヒシヨリ伝ハリ

ケルナリ。今トテモ洋人等ガ寄留スルモ、心ノ大根オホネニ我國ヲ恋ケル故ナリ。既ニ他國ノ人デスラ愛慕スル程ノ尊キ國ナレハ、况シテ我国ノ人ニシテ重愛セザルヲ得ンヤ。誰レトテモ其ノ本ヲ薄シ、其ノ末ヲ厚スル者ハアラザレハ、各其ノ本国ヲ重愛スルハ人情ノ自然、亦タ道理ノ當

天理篇

問フ、天理トハ如何。

答、天理トハ、至誠公然ノ理ニシテ、而モ造化ノ枢紐、品彙ノ根柢ナレハ、物トシテ此ノ理ニ元ト付カザルハ無ク、人トシテ此ノ理ヲ稟ケサルハ無シ。故二人ニ本善ノ性ヲ具セサルハ無ク、物ニ當行ノ道ヲ踏マサルハ無シ。而カシテ、此ノ理空シク、光陰ヲ過サス、日々夜々流行

然ニ□シテ、親疏輕重自ラ次第節分スルノ所以ナリ。人家ヲ先ニシ、己カ身ヲ後ニスルガ如キ、豈ニ修身齊家ノ法ナランヤ。請フ、先づ自國ヲ重愛ゼンコトヲ。蓋シ愛國ノ至要ハ皇國ノ威光ヲ万邦ニ輝張セシムルヲ專一トスベシ。ソシテ愛國ト云ハ他ナシ、即チ忠誠、以テ君ニ奉スルハ臣ノ愛國ナリ。農商ハ分ヲ守テ以テ業ヲ励ムニ有リ。サレハ上下貴賤共ニ同心戮力シテ、各々方嚮ヲ確定スルヲ以テ愛國ノ所以ント意得テ、各々自分ノ精業ヲ肝要トスベシ。其レガ即チ愛國ト云者ナリ。何ニモ國ヲナデチラカスガ國ヲ愛ストト云ニハ非ス。能々耳ニ聞取り、心ノ底ニ入テ朝夕心ヲ掛クルガ大事ナリ。

シテ、普ク宇内ノ万物ヲ化育ス。即チ暑ノ往キ寒ノ來リ、
昼ハ早サレ、夜ルハ濕サル。皆ナ是レ天理ノ妙用ト知ラ
ハ、其ノ理ノ公然ニシテ、私無キコトモ自ラ明ム可キ而
已。凡テ人タル者ハ、此ノ自在ノ天理ヲ稟ケ得テ、五体
モ最モ万物ノ靈タレハ、豈ニ徒ニ素殮シ、私欲ヲ貪ル可
ンヤ。糞土ダモ五穀ヲ養育スルノ能アリ。况シテ人トシ
テ無能ナル者ヲヤ。加シカノミナズ之、己カ五尺ノ身中ニ備フル、
至テ手近ノ清明ノ天理ヲ知ラザルモノハ、諺ニ謂ユル灯
台本ト暗ニシテ、恥ツ可ノ至リナリ。夫レ羞惡ノ心無キ
ハ人ニ非レハ、恥ヲ心ニ止メテ朝夕切磋琢磨シテ、己カ
心ノ固ヨリ明カナルコトヲ明ラメ、至善ニ止リテ動カヌ
様ニスルガ即チ天理ヲ明ラカニスルト云ノ所以ニシテ、
此レカ真実ノ學問ト云者ナリ。故ニ孔子モ学ハズト云ト
モ、我レハ此レヲ學ヒタリト云ハント称セリ今時ノ學者云々。サレ
ハ、讀書ヲスルニモ付ケ、農商ヲスルニモ付ケ、凡テ一
切万事天理ヲ明ニセザレハ成ラザル者ナリ。

問、人道トハ如何。

人道篇

答、人道トハ、人倫當行ノ道ナリ。夫レ道ハ須臾モ離ル
可ラス。離ルヘキハ道ニ非レハ、今日ノ見聞覺知ニ付テ、
能ク事物ノ是非ヲ知リテ、能ク事物ニ於テ少カモ過不及
ナク、成ルタケ其時宣ヲ裁制シ、能ク親疏上下ノ分位ヲ
剖判シ、我慢ノ出テシ時ハ尅已復礼ト申シテ、己レカ固
ヨリ受ケ得タル清明ノ本心ニ立チ還リ、能々礼ト義トヲ
思案シテ正シキ本心ヲ以テ先ニ發リシ我慢心ノ頭ヲ扣キ、
伏テ正理ヲ全シ、平常何ニ事ニ付テモ心ヲ掛ケテ自ラ善
道ヲ行ヒ、亦タ人ニモ勸メテ善ヲ行ハシメ、己レガ欲セ
ザル所ハ一ツニテモ人ニ施サヌ様、己レカ好ム事ハ人モ
好メハ、自分ノ力ノ及迄ハ、人ニモ施シ及ス様、朝夕堅
固ニ其志シヲ守リ、夢々邪路工馳セサル様本道ヲ失ハヌ
様ニ心ヲ掛ケテ世間ヲ渡リ行ク。故ニ、人ノ道トハ申シ
名クルナリ。行ク可キ道ヲ行カサル者ハ形体ハ人間ナレ
トモ、内心ノ行ク道異ナレハ、矢張リ鳥獸ト同シト思フ
可シ。如此人モ自ラ悔テ、忽チ志ヲ改ムレハ、志ノ大根オホニ
ニ固リ、結構ナル清明ノ天理ヲ備ヒ得レハ、何ツニテモ
真ノ人トモ成レルナリ。其上ニモ善ヲ行テ功德ヲ積メハ、
生キナガラモ大徳ノ人トモ仰カレ、死シテモ昔ノ天満宮

ノ如ク、或ハ東照宮ノ如ク、神様トモ尊崇サレル様ニモ
随分ナレルモノ也。サレハ、人道ヲ行ハズニハ居ラレヌ
者ナルコト明ラカナラズヤ。抑モ人道ノ法則ト申ハ、別
ニ六ツケ敷モノニモ非ス。即チ君ヲ君ト崇メ、臣ヲ臣ト
使ヒ、親ヲ親ト尊ヒ、子ヲ子ト育テ、夫ヲ夫ト慕ヒ、婦
ヲ婦ト愛シ、兄ヲ兄ト立テ、弟ヲ弟ト誘ヒ、長ヲ長ト重
シ、幼ヲ幼ト安シ、朋友ト交ハル寸ハ互ニ信実ヲ篤シ、
愛念撫育スルヲ彝倫トハ申シテ、即チ人道ノ要領綱則ナ
レハ、サマデ骨ノ折レル事柄ニアラサレハ、ヒスタラニ
其ノ法則ニハヅレヌマヂト心掛け、今日已レカ各々ノ職
業ヲ励ミテ余念ナク、怠慢セズシテ何事ニ付テモ不足ノ
志ヲ発サス、謙遜辞讓シテ天ノ命スル所ヲ待ツラ人道ト
ハ申ス也。

奉戴篇

問、皇上奉戴ノ模様ハ如何。

答、皇上奉戴トハ、皇孫タル上帝ヲ尊崇奉事スルノ義ナ
リ。夫レ普天ノ下王土ニ非ルコト無ク、率土ノ濱、王臣
ニ非ルコト無ケレハ、日本國中皆ナ是レ天皇ノ土地、億

兆万民皆ナ悉ク天皇ノ臣下ナリ。凡テ臣タル者君ヲ尊重
スルハ人倫通途ノ大道ニシテ、漢籍ニモ君々タラスト雖、
臣々タラズンバアル可ズト云ヘリ。且ク今日食スル所ノ
穀物其□ル所ノ綿帛、其居ル所ノ屋宅、悉ク天皇ノ土
地ニ依テ生産スルニ非ル物ナシ。何カナル富貴ノ人トテ
モ、此ハ宝ダゾ、金銀ダゾト其ノ位ヅケノ極メガ下タラ
ザレバ、金銀モ遂ニ瓦礫ニ斎シク、諸人モカネ持ト貴マ
ザレハ、長者モ長者タルコト能ハス。亦タ貧窮人等モ手
間賃ナトヲ取り度思モ、通用金ノ御定メ無ケレハ、其日
ノ給価ノモライ様モ無ケレハ、互ニ難渋ダラケニテ、商
買ノ道ナドハ忽チニ絶テ日々ニ不自由ガチナラン。然ル
ニ天皇中都ニ御坐テ天津日嗣ヲ知ロシ食シ、万物ヲ主宰
シテ物毎々制産ノ法則ヲ政府ニ建テサセラレ、民ヲシ
テ便利ヲ得セシメ、朝暮不自由ナカラシム。其ノ御配慮
ト云ヒ、其ノ御手數ト云ヒ、恐惶尊敬奉ラズンバ有ル可
カラス。况シテ賞罰ヲ明ニシテ善ヲ勤ムル者ニハ日夜衣
食ニ乏シカラシメズ、今日我々職業ヲ励ムハ、即チ善ヲ
勤ムト云モノナリ。衣食小遣ニ不自由ナキハ天子坐シテ
世ヲ治メ玉フカ故ナリ。若シ治メ玉フノ天子無ケレハ、

何カニ職業ヲ励ミ、手間賃ヲ取ルトモ、又タ百姓ヲ致シテ穀物ヲ得ルトモ、盜賊共力來リテ奪フコト必定ナレハ、勵ミテモ々々食フ物ヲ食ハレズ、小遣モ持ツコトハナルマジ。サレハ、一日モ天子ナケレハ災ノ其身ニ及ブコト必然タリ。爾ルニ如^{カ・ル}此惡人アレハ刑法ノ道ヲ以テ其ノ人々ヲ懲シメ、其ノ人々ヲ罰シテ少カモ麁暴ノ振舞ヲ致サシメズ、能ク人民ヲ安シ給フ天子ナレハ、能々勘考シテ心ノ底ヨリ敬ヘ尊ヒ事ヒ奉ル様、心ヲ掛ク可キナリ。殊ニ我国ノ天子ハ天照皇大神ノ御正胤ニ坐シテ、神代ノ昔シ、皇孫瓊々杵ノ尊神ノ勅命ヲ奉シテ日向ノ国高千穗ノ峯ト云處ヘ降リ玉ヘテ、此ノ大日本國ヲ君臨シ給ヒシヨリ以降、当今ニ至迄、一百數十代皇統連綿シテ変ルコトモ無ク、動クコトモ無ク、天津日嗣ヲ知食玉フ。即チ天神天祖ノ神慮ニカナヘ玉テ降誕シ玉フ天子ナレハ、固ヨリ帝位ノ御徳ヲ備ヒ玉フノ国王ニシテ、外国环ノ匹夫ヨリ成リ上リノ国王环トハ雲泥ノ違ニテ、同日ノ論ニハ非ズ。今マ五大州トテモ各々天子ハ在レトモ、我カ皇國ノ天子ハ実ニ神様ノ御胤ニ坐セハ、万國ニ抜ンデタルコト思テ知ル可キナリ。彼レヲ思ヒ、此レヲ思ヒハ、弥以

尊敬奉事セズンハ有ル可カラス。誰レトテモ神様ノ尊コト、天子ノ貴コトハ固ヨリ知リ得レトモ、折々其ノ教戒ヲ耳ニ聞カサレハ、終ニ妄レル者ナリ。比類シテ見セレハ、我カ父母ノ尊キコトハ誰モ固ヨリ知レトモ、自分鑑ト云者ガ強キ者故ニ、アマリ可愛ガレハ增長シテ親ノ尊キコトヲ忘レ、又タ訶責スレハ恨ミヲ生シテ、亦タ尊キコトヲ忘ル、ハ常ナルモノナリ。其レ故ニ、折リ節、天子ノ尊コト、親ノ貴キコトヲ聞クハ、我カ身ノ大妙薬ナリト思フ可シ。夫レ忠言ハ免角耳ニ逆フモノ、良薬ハ飲ミ味テ苦味モノナレトモ、何レモ用ユレハ身ヲ全スル者ナリ。親トシテ我カ子ヲ惡ム者ハ非レハ、何ニ事モ皆ナ可愛サノ余リヨリ起ルナリ。夢々不足恨ミノ念ヲ起サス、親ヲ尊敬ス可キ者ナリ。天子モ民ノ父母ニ坐セハ、何ニ事モ民ヲ安シタキ觀慮ヨリナサル、コトナレハ、何ニ毎ニ付テモ不足ノ思ヒヲ出サズ、一日モ尊キコトヲ忘ル可ラサルナリ。夫レ鳩ニ三枝ノ礼アリ云々、人トシテ皇恩ヲ報セサル可シヤ。

問、朝旨遵守ノ意ハ如何。

答、朝旨遵守トハ、凡テ政令ニ戻ラサル様、遵奉堅守セシムルノ義ナリ。夫レ四海ヲ以テ家トシ、兆民ヲ以テ子トルハ王者ノ常ナレハ、固ヨリ万民ヲ赤子ノ如ク思召サル、コトハ申ス迄モ無ク、御政体一々仁慈ニ原カセ玉御所置ジヤ。只々方今ノ人民三百余歳ノ太平ノ浮キ世ニ生レシ故、是レ迄遊興ニケリ、懦弱ニ陥リ、士農工商共ニ衰ヒ、神官僧侶モ悪弊ニ流レ、其ノ本道ヲ失ヒ、今方ニ皇國ノ衰微ニ至ラントスルノ折柄、率爾ニ改政アラセラルレハ、民情ノ私意ニ反スルノ御布告有ル様ニ思ハル、者有ルカハナレトモ、其ノ御趣意固ヨリ天理ノ当然ニシテ、赤子ヲ撫育スルノ法則ナレハ、一モ背戻ス可ラサル者ナリ。即チ学校ノ設ハ人才ヲ充ルノ方法、開拓産業ハ富國ノ制則、徵兵ノ撰挙ハ強兵ノ大備〔ニ〕シテ一モ忽セニス可サルノ綱領ナリ。爾ルニ、其ノ本乱テ末治ニ有ラセ被レハ、畢竟淺カラサル御慮ニ在シテ、国家永久万民安堵ヲ期シ玉フノ詔旨ニ非ルハ無シ。凡テ政ノ改マル寸ハ、仮令ヒ善政ニ成リテモ、其ノ当坐ノ内ハ、

人心ノ免角動クコトハ必定ナルコト、昔シヨリ其ノ例シ有ルコト漢籍ニモ示セリ。其ノ所以ト云ヘハ、今迄ノ弊習カ染着テ居ル所ヲ、忽ニ洗濯スル故ニ是非共動ク筈ノ者ナリ。譬へハ薬ノ瞑眩シ、灸ノ動スルカ如シ。後トニテハ、身ハ善クナレトモ、薬ノ眷立テ、灸ノスエ立テニハ甚タ苦キ者ナリ。此レヲ以テ能々勘考シ、方今御改政ノ朝旨ノ趣モ其ノ源ト、至大ノ仁慈ナリト、厚ク感拝奉リ、聊モ孤疑ノ心ヲ起サス、ヒタスラ遵奉堅守致ス可ナリ。世ニ大鵬ト云鳥アリ。雀ナンゾノ其ノ鳥ノ服心ハ知ルコトガナラヌト同ク、下民我々ノ心ヲ以テ天下ノ大政ハ推シ量ルコトハナラヌ者ナル故ニ、御布告ノ旨趣、己カ心ニ符合セズトモ、御恩沢ヲ顧ミテ、己カ私ヲ退ケテ命令ヲ信シテ違背ス可ラス。

説教格言終

敬神愛國ノ旨ヲ体スヘキ事

敬トハ、ウヤマフト訓シテ主一無適ノ謂ヒナリ。主一無

等、亦各々其土地ヲ分治メ、天下ニ大功アリ。而シテ吾
曹ノ如キ今日ニ生ル、皆其余沢ヲ蒙ラサルナケレハ、
則チ天津神、国津神、八百万神ノ神徳ヲ崇敬シ、日夜不
怠報本反始ノ勞、豈其尽サヅルヘケンヤ。

愛國、愛トハ愛念ト続キティツクシミ念佛訓意ス。言

ハ國ヲ大切ニ念フテ、始終心ニ忘レヌヲ云。古語ニ云ク、

所謂一心不乱ト云義ナリ。神トハ広ク天津神、国津神、

八百万神等ヲ指ス。言ハ何レノ神ニモ我心ノ誠ヲ致シ

テ、只管スラニ仕奉レト云意ナリ。別テモ天御中主神、

高御產靈神、神御產靈神等ハ日月星宿及ヒ斯天地ヲ鎔造

シタマヒ、伊弉那岐神、伊弉那美神ハ斯國土ヲ修理固成

シ給ヒ、天照大御神ハ天上ニマシテ体ヲ天日ニ同シク

シ、光華明彩六合ニ照徹ス。実ニ全世界合セテ之ヲ全世界ヲ

ト云ノ大主宰ニシテ、万物大成悉ク大御神ノ煦育ノ鴻恩

ニ由ラサルモノナシ。况ニヤ又大御神、高御產靈神ト大

議ヲ決シテ皇孫瓊々杵尊ヲ豐葦原ノ日ツ国ニ降シテ一天

万乘ノ君ト定メタマヒシ此時、五部神三十二神玉体ニ配

侍シテ日向ノ國高千穗ノ峰ニ降リタマフ。於是乎蚩ナス

神等悉ク皆跡ヲ暗マシ、中ツ国平定ス。當時佐命ノ群神、

皆祀典ニ列セラル。而シテ其次々ニ生レマセル土產ノ神、

誓ヒ、國ノ為ニ利ヲ興シ害ヲ除キ、以テ國ニ報ユル、是

レ乃百官有司ノ愛國ナリ。農ハ稼穡ヲ務メ、商ハ有無ヲ通シ、工ハ器用ヲ利シ、各々其職ヲ尽シテ、以テ神明ニ誓ヒ、真心ヲ以テ国ニ報ユ。是レ乃農工商ノ愛國ナリ。而シテ吾曹ノ教導職タルモノハ、天皇ノ御旨意ヲシテ偏ク天下ノ民ニ喻シ、是ヲ以テ国ニ報ク。是乃吾曹ノ愛國ナリ。故ニ曰ク、敬神愛國ノ旨ヲ体スヘシト。旨ハ旨趣ナリ。体ハ体認ノ義ナリ。言ハ教導職タルモノ、敬神愛國ノ旨趣ヲ身ニ体シ、心ニ認メ、造次顛沛ニモ必ス之ヲ忘ルヘカラスト云意ナリ。

天理人道ヲ明ニスヘキ事

天理ハ即是天神自然ノ理ヲ云ナリ。自然ナルモノハ人力ノ及ハサル所、故ニ之ヲ天神ノ妙用ト云。天神ノ妙用、之ヲ自然ト云ハゞ、則大全世界ノ内日月ノ運行、地球ノ旋轉小ニシテ、四時代謝、五行生刻悉ク是レ天神ノ妙用ニアラサルハナシ。况シヤ万物ノ其間ニ生スル有生無生ヲ論セス、各々自ラ天理ノ存スルニアラサルモノナシ。故ニ草木ハ自ラ草木ノ性アリ。鳥獸ハ自ラ鳥獸ノ性アリ。性ナル者ハ理ノ存スル所ニシテ、天神賦与ノ者ニ有サル

ハナシ。故ニ之ヲ天理ト云。人道ナルモノハ、即チ是天理ノ人ニ存スル者ヲ云。天理ノ人ニ存スルモノハ、亦自ヲ鳥獸草木ト同シカラス。其同シカラサル所以ノモノハ、何ソ天神賦与ノ靈魂アルヲ以テナリ。其靈魂ナルモノ靈妙測ルヘカラス。故ニ之ヲ称シテ心ノ神ト云、所謂神ノ分子ナリ。此神ノ妙用之ヲ誠ト云。誠ノ至ル所是ヲ道ト云。道ノアル所之ヲ教ト云。漢土ノ所謂倫常是ナリ。倫常トハ君臣ノ義父子ノ親夫婦ノ別兄弟ノ序朋友ノ信是ナリ故二人天理ヲ明ニスレハ、則人道得ヘシ。人道ヲ明ニスレハ、則天理知ルヘシ。故ニ曰ク、天地一ヲ得テ万物成ル。人君一ヲ得テ天下治ルト。是神ノ道ナルヲ以テノ故ナリ。是ヲ以テ皇国ニ於テハ直ニ曰ク、神理ヲ設テ俗ヲ獎ムト。神理ハ即誠、々ハ即神理、夫誠之為教也、至正至大又簡易ニシテ、喻リ易ク知リ易シ。所謂之ヲ放テハ六合ニ涉リ、之ヲ卷ケハ密ニ隠ル。是万国ノ教法ニ冠絶タル所以ナリ。教導職タルモノ宜ク此意ヲ了得シ、唯誠ノ一字ヲ以テ之ヲ我身ニ修メ、推シテ之ヲ海外ニ及サハ、庶幾ハ一天四海悉ク天地神人元同一体ナルヲ喻リ、維精維一、允ニ其本然ニ帰シ、天神地祇、八百万神ノ神徳ヲ崇敬シ、君父ノ大恩ニナキヲ知テ、

而忠孝無二、彼ノ妄ニ徳ノ有無ヲ名トシテ其王ヲ廢興スルノ憂ナカラシムルニ至ラン。然則上ハ天神ノ神理ニ協ヒ、下ハ地祇ノ明理ニ合フ。是海外ニ於テモ亦何ノ幸ソヤ。是吾曹ノ当ニ務ムヘキノ職分ナリ。故ニ曰、天理人道ヲ明ニスヘシ。明トハ明ニ知ルノ義ナリ。言ハ教導職タルモノ天理人道ノ一二シテ二ナラサルヲハツキリト承知シテ之ヲ心ニ明ニシ、身ニ行ヒ、之ヲ人ニ及ホスノ義ナリ。嗚呼其旨深ヒカナ。

皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事

皇上トハ、上一人ヲ称スルノ辞ナリ。奉戴トハ、俗ニ物ヲ目ハチ分ニ捧ケテ頭上ニオクト云意ニテ、一筋ニ上ヲ崇敬シ、有カタク思フヲ云ナリ。抑吾皇國ノ皇帝ハ外国ノ王ト同カラス。何トナレハ、則外國ノ王タル、民アリテ而後王、王ハ民ノ建ル所、故ニ王ノ民ニ於ルヤ、譬へハ一村吏ノ如ク、然リ王ノ興廢民ノ帰背ニ係ル。皇國ノ如キハ則然ラス。君アリテ而後民、民ハ君ノ置ク所、故ニ民ノ君ニ於ルヤ、天日ノ犯スヘカラサルカ如ク、然リ民ノ存亡君ノ一身ニ係ル。是ヲ以テ、天祖開國以來、皇

統一系、終古替ラス、延テ今日ノ皇上ニ至ル。是吾皇帝ノ外、王ト同シカラスシテ国体ノ万國ニ冠絶タル所以ナリ。况ヤ又皇上英明、武斷以テ夙ニ辰極ヲ御シ、至誠神心以テ天下ヲ撫恤ス。然則天下ノ民、亦誰能皇上ヲ奉戴セサランヤ。皇上ヲ奉戴スレハ天下ノ民、亦誰能皇上ノ御心ヲ以テ心トセサランヤ。言ハ一向ニ皇上ノ御心ヲ心トシ、朝夕崇敬シテ是ヲ忘ルヘカラサルヲ云意ナリ。朝廷ハ政令ノ由テ出ル所ナリ。政令ハ万民ヲシテ各其所ヲ得セシム所以ノモノナリ。夫レ朝廷ハ政令ヲ天下ニ宣布シ、万民ヲシテ各々其所ヲ得セシメント欲ス。然トモ天下ノ民政令ニ從ハスンハ則政令行ハレス。政令行ハレサレハ、則之ニ次クニ刑罰ヲ以テス。刑罰ヲ以テスレハ、則民命ヲ追ル、所ナシ。所謂教サル民ヲ殺ス。是レ之ヲ棄ト云。是皇上ノ敢テ忽ヒサル所ニシテ、今日説教ノ設無クンハアルヘカラサル所以ナリ。朝旨ヲ遵守セシムヘシトハ、遵ハ、シタカフト訓シテ、俗ニ所謂トリマワサル、ト云意ナリ。言ハ、教導職タルモノ敬神愛國ノ旨ヲ我身ニ体シ、天理人道ヲ吾心ニ明ニシテ、而シテ天下ノ

民ニ懇々説教シ、各々敬神愛國ノ道ニ由リ、天理ニ協ヒ、

『三条要論』 鴻春倪（明治七年八月）

人道ニ背カサルヤウニ心掛、而シテ皇上ノ鴻思（思か）ヲ一筋

ニ有カタク思ヒ、正院ヨリ諸省諸府県ノ布告ニ至ルマテ、

三条要論序

彼是ト是非ヲ言ハス、總テシタカツテトリマハサル、ト
云ヤウニ、仰出サレノマニモ背戾セサラシムルヤウニ尽
力教導致スヘシト云意ナリ。嗚呼、皇上ノ大德煦育ノ鴻
恩、豈天日ニ均シカラサランヤ。吾曹幸ニ教導職ノ任ヲ
蒙リ、宜ク御旨意ヲ奉戴シテ、日夜刻苦コレヲ大方ニ弘
メンコトヲ其勉メサルヘケンヤ。其励マサルヘケンヤ。

明治七年七月

水川神社少宮司兼大講義穂積耕雲謹識

今世にあらゆる教書は、幾巻ともかそへ難き斗いとお
ほかる中に、中講義鴻春倪の著されしこの三条要論はし
も、教憲のむねを言すくなにうまく説述られて、文辞の
うるはしくとゝのへるは、更にもいはず、説法の心はへ
をも、れおつることなく、夢のねのねもころに教へ示さ
れたれば、初学の為にはこよなき道のしをりならんと、
うれしく思ふまに／＼かくなむ

柴山のゆくさきしらづふみまよふ

みちひらくへきしをりや此書

正六位 田中頼庸

三条要論序

昔日漢高ノ兵ヲ挙ゲテ咸陽ニ入ルヤ、暴秦苛虐ノ余ヲ以
テ民ト法三章ヲ約ス。其寛仁大度ナル、固ヨリ尋常豪傑
ノ企及フ所ニ非ス。宜ナルカナ、遂ニ能ク炎劉四百年ノ
基礎ヲ定ルヤ、夫戊辰復古ノ際、議事ノ士銳意仏ヲ廢セ

ントセシ者アリ。然レトモ廟謨ハ其教ノ久シク行ハレ、

且ツ治化ニ補アルヲ以テ、勉メテ之ヲ保護シテ国教ヲ輔

翼セシムルニ在ルナリ。是ヲ以テ、新ニ三条ノ教憲ヲ天

下ニ頒与シ、凡此範囲内ヲ出サル者ハ、則チ僧侶其宗法

ヲ説クヲ許ス。亦漢高ニ章ノ意ニシテ人民信従ノ自由ヲ

妨クル無キ所以ナリ。然ルニ、僧侶ノ教職ニ補セラル、

者往往廟謨ノ所在ヲ解セス、歩ヲ学ヒ、顰ニ倣ヒ、却ツ

テ人民ヲシテ信従ノ心ヲ失ハシムルニ至ル。是レ豈ニ教

憲頒与ノ旨ナランヤ。中講義鴻春倪此ニ概スルコト久シ。

頃口括据ノ暇、三条要論ヲ著シテ示サル。余其言ノ深ク

時弊ニ切當スル者アルヲ喜ヒ、懲憤シテ之ヲ世ニ公ニセ

シム。嗚呼方今文明開化ノ隆ナル、人民ヲシテ各自ノ權

利ヲ得セシムル者、特ニ信従ノ自由ノミナラス、廟謨ノ

寛大ナル、漢高ト雖モ固ヨリ、亦三舍ヲ避ケヘキ也。而

シテ草衣木食ノ徒、宇内沿革ノ如何ヲ知ラス、或ハ廟謨

ヲ誹謗シ、之ヲ暴秦ノ苛虐ニ比スル者アリ。誠ニ歎ス可

キノ甚シキナラスヤ。一日三条要論刻成ルヲ告ク。余ノ

春倪ト同課ノ好アルヲ以テ、妾ニ所見ヲ述ヘテ序ト為シ、

凡天下ノ僧侶タル者ヲシテ廟謨ノ所在偶然ナラサルヲ知

ラシメント欲スル也。紀元一千五百三十四年第八月、海
南忘筌漁史識于東京銀坐街之明教社。

三条要論

中講義鴻春倪述

教法ノ世ニ行ハル、ヤ、行ハル、所以有テ行ハル。其行

ハル、所以ノ者、特リ人民ノ依信ニ在ルノミ。夫レ死生

ハ人ノ大事ニシテ、其死後靈魂ハ皆常ニ己ノ依信スル所

ニ帰托セント欲ス。而シテ其依信スル所ロ、他人ノ得テ

改メ易フ可ラサル者ナリ。其行ハル、所以ヲ知ラスシテ、

強テ之ヲ行ハント欲セハ、終ニ國家ノ大害ヲ釀スニ至ル。

今也朝廷教部省ヲ置キ、神官僧侶ニ任スルニ教導ノ職ヲ

以テシ、既ニ大教院ヲ開クヲ許ス。是レ所謂教法ノ世ニ

行ハル、所以ヲ知テ、能ク之ヲ行ハシムル者ナリ。故ニ

教法ハ人民ノ信従スル所ニ任セテ之ヲ束縛スルコトナシ。

然リト雖モ中古以来、教導ニ從事スル者其先師ノ教ヲ垂

レ、鼻祖ノ法ヲ立ツル所以ヲ解スル能ハス。唯其成跡ニ

拘泥シテ其宗規ヲ墨守シ、億兆ノ人民ヲシテ終ニ皇國固

有ノ大典ヲ誤リ、天地ノ公道ニ乖カシムルニ至ル者少シ

トセス。因テ之ニ授クルニ三条ノ教則ヲ以テシ、先ツ其教職ヲ奉スル者ヲシテ自ラ敬神愛國ノ旨ヲ体シ、天理人道ニ明ラカナラシメ、而シテ後チ人民ヲ教導シ、以テ皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシメント欲ス。何ソ廟膜ノ宏遠ナルヤ、余頃日大教院ニ在テ講究ヲ受クル者ノ説教ノ体裁ヲ研窮シ、三条ノ大意ヲ弁説スルヲ聞テ、大ニ憂ナキコト能ハス。其体裁或ハ三条ノ朝旨ヲ誤テ一經典ノ如ク看做シ、説教スルコトニ終始三条ヲ説キ、其条目ノ簡ナルヲ以テ種種ノ贅言ヲ加ヘ、或ハ卑俗ノ因縁話談ヲ交ヘ、唯三条ノ教則ノミニ着眼シテ、神教ノ至理、仏説ノ妙用ハ措テ間ハサルカ如シ。是レ教法ノ行ハル、所以ヲ知ラス。之ヲ行ハント欲スルモノニシテ到底國家ニ益ナシ、又三条ヲ弁スルヲ聞クニ、或ハ敬ノ字ノ義ヲ講シ、或ハ神ノ字ノ意ヲ釈シ、朝旨ノ所在ニ至テハ、毫モ之ヲ説クコト無シ。是レ皆誤解ノ然ラシムル所ナリ。夫レ之ヲ講究セスンハアル可ラサル所以ノ者、豈ニ然ク文字上ニ在ンヤ。抑モ三条ハ布教ニ属スル一ノ国法ト謂フ可キ者ニシテ、經典ニ非ラサルハ固ヨリ論ヲ待タス。皇上特ニ教導職ニ詔シ玉フトコロナリ。請フ、其要ヲ論セン。夫レ

敬神ハ皇国政体ノ本源ニシテ、皇上自ラ政ヲ行ヒ玉フモノ、必ス敬神ヲ以テ本トス。其政ニ依テ三千万ノ人民尽ク其所ヲ得、人民ノ其所ヲ得ルハ即チ神徳ナリ。誰カ敬アラス。是レ即チ天ノ理ニシテ人ノ道ナリ。況ヤ神孫聯綿天壤無窮ノ神勅今猶依然タル祭政一致ノ国体タルニ於テヲヤ。然レハ則チ固有ノ国教ト為ス者ハ特リ神教ナリ。而シテ中朝佛教ノ渡来スルヤ、其教法ノ国家ニ益アルヲ以テ国教ヲ輔翼セシメ、終ニ内国ニ偏布シテ神教ト並ヒ行ハル、ニ至ルト雖モ、畢竟主客判断然タリ。縱令人民何レノ教法ヲ依信シテ、ソノ死後靈魂ノ帰托ヲ欲ストモ、我国土ヲ開闢シ、我国政ヲ立テ、我身体ヲ愛護シ玉フ天祖天神ヲ敬セスシテ、国体ニ違乖スル者ハ皇国ノ人民ニ非サルナリ。然ク民ノ蒙昧ニシテ、カ、ル道理ヲ弁ヘサル者ヲ傍観シテ之ヲ諭サ、ルハ教導職ニ非サルナリ。愛國トハ皇上ノ神勅ヲ奉シテ国人ヲ愛護シ玉フヲ始メ、國人亦皆一日モ愛國ノ念ヲ忘ル、コト無ク、各相扶ケ、相親ミテ、其職業ヲ勉励セハ、國必ス富マム。國富ミ、兵

強ク、然ル後チ、始テ西洋各国ニ凌駕スルノ大勢力ヲ有スルヲ得ヘキナリ。夫レ人己ノ生レ、己ノ住スル國ヲ愛スルハ性情ノ自然ニ出ル者、豈其貧富小大ヲ問ハニヤ。今ヤ己ノ國ヲ措テ他ノ國ヲ慕フ。譬ハ一村落祝融ノ災アルニ方テ其家ヲ顧ミス、水ヲ隣家ニ注クカ如シ。其愚固ヨリ三尺ノ童子モ能ク知ル所ナリ。苟モ職教導ニ在ル者、此旨ヲ体スルニ非スンハ、終日愛國ヲ説キテ口裂ケ、舌爛ルト雖モ、亦徒為ニ属スルノミ。天理人道ヲ明カニス可シトハ、是ノ道理ニ明カナラサル者、固ヨリ人民ヲ教導ス可ラサルヲ以テナリ。天理トハ即チ神理ナリ。所謂四時ノ循環万物ノ化育ヲ始メ、吉凶禍福ニ至ルマテ、皆人間ノ私ヲ以テ強ユ可ラサル者ニシテ、一モ神ノ所為ニ出テサル無シ。故ニ之ヲ神理ト云フ。而シテ其理ニ則トリ、今日ノ事業ヲ為ス、之ヲ人道ト云フ。蓋シ上ノ二箇条ハ嚮ニ所謂其職ニ在ル者、能ク自ラ体シ、能ク自ラ明ラメ、以テ人民ヲ教導シテ、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守スルニ至ラ令ンコトヲ要スルナリ。夫レ海外帝国ノ称アリト雖モ、多クハ憲讓放伐、以テ位ヲ踐ムノ類ニシテ、固ヨリ我カ天孫降臨以来、皇統聯綿万古一日ノ如キノ比ニ

非ス。故ニ我国ノ皇上ヲ奉戴スル者ハ、各国ノ君主ヲ奉戴スル者ト日ヲ同フシテ語ル可ラス。抑モ我皇上ハ天祖ノ天孫ニシテ、我人民ハ天祖ノ天民ナリ。其天孫ニシテ其天民ヲ保シ玉ヲ恩徳ノ深キ、焉ソ口舌ヲ以テ尽スヲ得ンヤ。之ヲ奉戴セサル者、実ニ神勅ニシムクト謂フヘシ。是レ我皇國ノ政体、立君独裁タリト雖モ、人民オノツカラ之ニ安ンシテ、今日ノ文明開化ニ妨碍スルコトナキ所以ノ者ナリ。又人民ノ朝旨ヲ遵守ス可キハ言ヲ待タス。然ルヲ人民或ハ頑愚ニシテ朝旨ノ何タルヲ解スル能ハス。故ニ近來世上ニ屢々一揆徒党ノ事アリ。九州ノ辺民蜂起スル所以ハ、血税ノ文字ニ惑ヒシヨリ起リ、越後ノ如キハ徵兵令ノ語音ヲ誤リ聞テ、再ヒ長州ヲ伐ツノ兵ナリトシ、殆ント暴動ヲ醸スノ勢アリ。僧某之ヲ弁解説諭シテ事僅ニ止ムヲ得ルト。此輩实ニ教導ノ職ヲ尽セル者ト云フ可シ。越前ノ如キハ暴徒數万既ニ遷卒ヲ殺シ、村家ヲ焼キ、終ニ県庁ニ逼ラントスルニ至ル者ハ、僧徒ノ誤ツテ仏法將ニ廢セラレント疑惑シテ朝廷ヲ恨ミシヨリ、百姓ヲ煽勝シテ終ニ之ヲシテ塗炭ニ陥ラシムルニ至ル。嗚呼、教導ノ責アル者スラ朝旨ヲ解セサル如此。況ヤ蚩蚩ノ人民

ニ於テヲヤ。冀クハ其職ヲ奉スル者、皆能ク時勢ノ変遷
ヲ弁ヘ、内外ノ情実ニ通シ、古今ノ政法ニ明カニシテ、
以テ戸ニ説キ、家ニ諭シ、飽マテ朝旨ノ所在ヲ貫徹セシ
メンコトヲ要スヘシ。朝旨トハ乃チ御誓文ヲ初メトシテ、
時時出ツル所ノ御布告等ヲ云フ。故ニ如今大教院ニ於テ
各種ノ論題ヲ設ケテ、以テ天下ノ教導職ヲ講究スル者、
其意亦コヽニ在ル也。然レハ則チ三条ヲ了解シテ朝旨ノ
所在ヲ誤ルコト無ンハ、各自ニ其学得スル所ノ教法ヲ説
キ、死後靈魂ノ帰托ニ安ンセシメ、三千万ノ人心ヲ固結
シ、以テ開闢以来、祖宗列聖ノ深仁厚沢ニ報ユル、是レ
乃チ方今教導職ノ一大義務ト云フ可シ。教部卿ニ僧侶ニ
諭シテ曰ク、宗意交説勿論ノ事ト、僧侶ハ固ヨリ仏教ヲ
學得スルヲ以テ教導ニ從事スル者ニ非スヤ。而ルニ仏教
ヲ説カス、枉ケテ未熟ノ神典ヲ講説シ、却テ人民ヲシテ
疑惑ヲ生シ、其帰向ヲ失ハシメ、終ニ邪教ノ所誘ト為ル。
哀ヒ哉、是レ所謂其行ハル、所以ヲ知ラスシテ、強テ之
ヲ行ハント欲セハ、終ニ國家ノ大害ヲ釀スニ至ル者ナリ。
布教ノ方法豈ニ之ヲ講究セサル可ンヤ。

明治七年八月

從五位本多正憲

橋のかけふむ道ならて、教の大ちも末々やちまたに分れ
ゆくならひなれば、ともすれば、たどりへすしてうはら
かきわけ、あらぬかたにふみ入らんかいとほしとて、い
とくはしう説きあかしたる書とも世に多くいてきゝたれ
と、すへて道をしふる人の右に左に、か行かくゆきなど、
くた／＼しからんよりは、たゞ、其ゆくへきかたをあら
／＼示したらんそ、中々にさとりやすければとて、此書
もかうむねとあるくたりを青葉しけからて、さたかに書
しるされしは、迷ひて物おもふ人のために、いとふかき
めぐみになむ

三則百談卷之一

大原野神社權宮司兼中講義小池貞景述
一、吾所レ治顯明事者皇美麻命當レ治吾退而將レ治二
幽冥事一

いま読上たるは、日本紀に見えたる、大国主の命様の御言葉である。此の御言ばに付て、三条の御教則の内なる、敬神と申す事と、皇上を奉戴し、朝旨を遵守すべき事と申すことを、演説致します。敬神とは、神様を敬ふこと、皇上を奉戴するとは、天子様を戴き奉て、よしあしを論せず、仕へ奉ること。朝旨を遵守するとは、朝廷より仰出さるゝ時々の命令に順ふことである。扱皇美麻命とは、皇孫迹々杵命様の御事で、天照大御神様には、御孫に当り、御代々の天子様には、御先祖で在ます。扱顯明事とは、顯はれて目に見える事で、此世の間の人行ひの上のことで、夫れは御上の御役人方が見付次第に、よい事をした人には、御褒美を下され、悪い事をした人をば、召捕へて相当の御罰を御当なさる。是を顯明

事の御政事と申します。是に対して、人の目にかゝらぬ事を、幽冥事と申して、此御政事を、大国主の命様が御掌り遊ばされて、御賞罰なさるである。夫で此世の間の事は、人の目に懸つた事は、天子様が御掌り遊ばされて、よい事をすれば、御褒美を下され、悪い事をすれば、罪の輕重に依て、夫れ々に御罰しなさるである。して見ると此世の間は、天子様と神様とが、持分^{モチワカ}て御賞罰下さるので、譬へ人の知らぬ、悪き事をするとも、善い事をするとも、人は知ぬとも、神様は能御存じで、嚴重に御賞罰を御當なさる。さすれば遅いか早いか、其報は嚴然あるである。して見ると、私の宿意を以て、人を暗殺したり、或は人の宅へ火を付たりするは、以ての外の事である。段々申す通り、天子様と神様とが、此世の間のことを持分で御賞罰下さる。然れば手を下すには及ばぬ事。夫れを自分とする時は、人欲の私が手伝ひ、又しそんじもある。譬へしそんじがないにしろ、私がないにしろ、天子様と神様とが斯やうに持分で、御賞罰遊ばさるゝを、自身に致す時は、天子様をも神様をも、蔑如^{ナイガシロ}にするにあたつて、宜くないである。さて神様の御賞罰のなさり

方は、如何じやと申すに、善事をした人には、よい報が来るやう、悪事をした人には、悪い報が来るやうにと、御計らひ遊ばさる、である。然すれば盜人の盜礎か命長く、言行の正き顔回が短命で在たは、理に当らぬ。是は神様の御政事が、正くないであらうと、誰しも思ふ処が、よく考て見ると、御政事の正くないではなひ、善にも悪にも、大と小とが有て、其大なる者は、善惡ともに、その報が子々孫々へも、残り伝はるである。此道理は周易などにも見えて、積善之家には余慶あり。積不善之家には余殃あり、とある。又その身死て後も、其善惡の所業が、其魂に付て廻て、生きかはり死にかはり、その善惡の報が尽るまでは、其身に付まとふ事と見えるである。此を仏道では、因果とも前生の果ともいふである。右等の道理を篤と御承知なされて、幽冥を恐れて、身の行状を正しくして、よい報を得るやうにしたひ物である。時に人には人欲の私が有て、人の目を暗ましても、我が利を得んと欲する人が多ひが、夫れでは神様が免さぬ。夫に付て近く警た御話がある。名の差合は御免を蒙るが、権兵衛と八兵衛と申す百姓が、隣同士で在て、互

に瓜や西瓜を作て、都へ持出して売るが渡世であつた処が、権兵衛が瓜を作て、やがて初成を売り出さうとした時に、隣の八兵衛が、権兵衛の瓜を盗て、一つ取た事がある。夫れを権兵衛が粗知ホホナカて、隣の八兵衛を悪い奴だと思込で、何れの日乎此意趣を返して遣らうと心掛て、其夏八兵衛の西瓜がよく出来て、明日売出さうと思て居た処を、権兵衛が八兵衛の西瓜を三つ盗んで取たである。夫れを八兵衛が又粗知て、悪い奴だと思ひこんで甚く恨で居たが、篤と考て見た処が、先頃瓜を盗だ意趣がへしあらうと悟つて、己が悪いといふ事を観念して、我身を恨で人を恨みず。一つの瓜を盗だ意趣返しに、西瓜の三つづつも取られてはたまる物でない。もうく悪いことは、再たびすまひと覚悟して、一旦は権兵衛を悪い奴だと恨んだなれども、其恨みを思ひ切て、常よりも間よく暮して居ると、夫れを神様が御感心あつて、八兵衛が瓜をぬすんだ罪の帳面を、御消し遊ばして、此度は権兵衛が、八兵衛の西瓜を盜だ事を、帳面に御記し遊ばして、

ならなくしてしまつた。叔諺に権兵衛が種蒔ば、烏がほじくるといふ言があるが、爰で又諺が一つふえて、権兵衛が西瓜を作れば、烏がほじくるといふことが出来たである。さて権兵衛は、烏の災難にあふて、初山の西瓜を売そこなつて、ごうはらまぎれに、彼の西瓜を断割て食て居る処へ、隣の八兵衛が来て、どうだ今年は西瓜がよく出来たかと尋ねる。権兵衛が申すには、西瓜は随分よく出来たが、烏に啄かれて此通りだ。是でも切売する店へ持て行けば、半直位には成らうが、初山から引物を売のも、縁吉^{キヨシ}でないから食積りだ。隣の宅には子供が多い。少^{チツ}と持て行つて食させるが宜いと、西瓜を三ついだす。是を八兵衛固辞すれども、強て押付るゆゑ、八兵衛は貰て帰り、子供に食させたである。ナント神様の御計らひは、奇妙なもので、忽ち差引勘定を付て下さつた。是を思ても人が見ぬから逆も、悪い事は出来ませぬ。又善事をしても此通である。夫は日本紀に、人皇三十代欽明天皇様の、いまだ御位に御付なさらぬ時、是は俗に言ふ御部屋^{スズ}の時の事で有たが、秦大津父^{ハタノオホナギ}と云者を揚て御もちあらば、御成長の上には、天子様に御成遊ばすといふ、

御夢を御覽あそばされた。夫で天下に人を遣はして、秦大津父といふ者を、御探索遊ばされたる処が、山城の国紀伊郡深草の里と申処で、秦大津父といふ者を得て、早速天顔を拝すべき旨を仰付られたである。ありがたくも秦大津父申上奉るには、私儀何の善行もござりませぬが、先年伊勢の国へ、商ひに行きました帰りに、伊賀の國の原中で、狼が二疋喰合て、互に血を流して居ましたから、馬より下て、これ主たちは狼と云て畏き神ではないか。夫れに一、此やうに嚼合てゐるといふは、宜くない。今にも獵師に見付られたら、互に命はない。早く此処を立退き、面々の住処へ帰られよと申して、引別てやつた事が有ましたと申上ると、其報であらうと仰られた事がある。獸一疋を助けても、よい事をすれば、斯やうな報があるである。叔秦大津父が狼二疋を助けた位ひな事で、天子様の御夢に御示申して、商人の身分で、天子様の御側で、御奉公を申すといふも過分の報、また此位ひな善行をした者を揚たればとて、天子の位に御即遊ばす程

の御功德でもあるまいと、恐ながら熟考^{ヨウガ}へ奉るに、獸一疋でも助けやうといふ者は、其人となり、仁者でなければ出来ぬ事である。天下の人君として、天下の仁者を揚げて、是に政事を委る時は、天下の万民、その德化に服して、天下は太平なるべき道理なれば、斯る御夢を御覽遊ばしたるも、尤至極の事と察し奉るである。是に付て申す事がある。先頃の御布告の終の箇条に、狗^{イヌ}を鬪はしむるなど申す事があるを、心なき人のいふには、当時の御政事は、余り細い、狗のかみ合の御世話まで、御上でして下さるの、遊ばすのと申すが、以の外の事である。前申す通り、狗のかみ合を、引分て助やうといふは、仁者のする事である。夫れと反して、狗にかみ合をさせて、夫を樂みにしやうとするは、不仁者のする事で、夫が積重^{コウジ}てくると、狗のかみ合は見あきて面白くない。近所に夫婦喧嘩でも始れば宜いなどと云て、他人の喧嘩の立見をして、それを樂みとする、夫れが長じると、町人百姓の喧嘩は見あきて面白くない。此節御上は訛説^{モチテル}やうすたが、早く^{イサ}軍でも始ればよい。其時は山に登つて高見の見物だなど、太平の御恩を忘却して、以の外なる事

を願ふやうになるも狗のかみ合を樂むより起る。御上に於ては何事も遠き慮有て仰出さるゝ事である。物は心なるうちに制すれば、制し易くて罪人も出来ず。長じてくると、制し難くて罪人が多く出来る。爰の処を察し奉て、朝旨を遵守して、聊も違ふまじくと心掛る時は、上に読上たる、大国主の命様の御言葉に違はず、又敬神の意にも叶ひ、且つ皇上を奉戴するにも当り、朝旨を遵守するに当るである。

吾所レ治顯明事者、皇美麻命當レ治、吾退而將レ治ニ幽冥事^一、さぞ御退屈で御ざつたらう。例常

其二

二、今読上たるは、日本紀に見えたる、大国主の命様の御言葉である。此御言葉に付て、天理人道を明にすべき事、と申す事を、聊か演説致すである。さて皇美麻の命とは、先日の説教に申した通り、皇美麻迄々杵の命様の御事で、天照大御神様には、御孫に当り、御代々の天子様には、御先祖様である。叔神代の此時は、幽冥事と顯明事と混じて、その差別が無て在た処を、皇孫命様が、

高天原より御降臨に付て、大国主の命様が、是迄しろしめして御居で成れたる、顯幽の御政事を二つに御分なされて、顯明事の御政事は、皇孫の命様のしろしめす事となり、幽冥事の御政事は、大国主の命様のしろしめす事と成たである。さて顯明事とは、あらはれて誰が目にも見えることで、善は善、あくは悪と、よく分つてある人の行ひの事である。其善惡の御賞罰を、天子様が遊ばす。是を顯明事の御政事と申すである。幽冥事とは、是に反して、人の目に見えぬ事で、譬如暗夜に礫^{ツブ}を投げ、或は人の屋じりを切て盜する人の類、人の目には誰とも知れぬを、神様はよく御存知で、遂には其罪人を出すやうの類、又世間の事は、今惡だと思ふ事も、後に成てみると善である事があり、また今善だと思ふ事も、後に成て見ると惡である事がある。此善惡をよく御存知で、御賞罰あそばすは、神様でなければ出来ぬ事である。此御賞罰を、幽冥事の御政事と申て、是を大国主命様が御掌り遊さるゝである。此御政事に因て、今日人の上の行状に付て、報といふ事が有て、人の上の禍福が定まるである。是を天理といふ。此天理に隨て、邪を捨て正直に行ふを、

人道といふ。爰の處を篤と承知致して、天理に背かぬやうにして、人の道を明にするがよいである。夫は善をすればよい報があり、惡をすれば悪い報があることは、世の初より有た事で、神典の中に、折々見えて、人も知て居る事だが、今引出で演説いたします。大国主の命様に、庶御兄弟が沢山有て、是を総^{オレガラス}て八十神等と申すである。此八十神等が稻羽の國の八上姫様と申す、いはゆる別品を、妻に成されやうとして、御往なされた時に、大国主の命様は、御兄弟方の御供と成て、袋を負て御いでなされたである。袋を負とは昔の風俗で、是を今世に當て見ると、風呂敷包を背負て、御往なされたと申す事である。扱此八上姫様といふ御方は、頗る別品と見えて、此やうに沢山、亭主にならうと云男が有ては、其御言断^{コトワリ}に御困なされたで有うと、察し奉らるゝである。扱この八十神等が、氣多の前といふ処を、御通りなさるゝ時に、此海の和^{ワニ}に、毛を嚼^{クビ}むしられて、裸にされたる菟^{ウサギ}が有た。夫れを八十神等がごらんなされて、其菟に教へて、此海の塩水を浴^{アミ}て、山に登つて風に吹れて居ろと教へた。夫で其教の通りに致した処が、益々その身が痛んで、菟

が苦んで居る處へ、大国主の命様が、しばしおくれて御出なされて、其菟の苦みを御覽あそばして、不便に思召され、其菟に教へて仰せらるゝには、身に付たる塩水を、真水にて洗ひおとし、蒲黄^{カバノハナ}を敷て、其上に輾^{コロ}げ^{マロビ}て居らば、膚本^{ハダヘ}の如くになるであらうと教て、その裸の菟申上たる言ばに、八十神等は、必ず八上姫様を得たまふことは有ませぬ。袋を負ておともでおいでなされても、汝命^{アナルサマ}が慥に得玉^{アメノミコト}ふであらうと申上たである。斯て其言の通り、八上姫様を得玉ひしは、大国主命様で有ました。斯てその事を、菟がまだきに知てゐたと申は、外ではなる故のことである。是は天理じやに依て、人が見ても、鳥獸が見ても、少しも違はぬである。是じやに依て、天理を明にして、よい報をえるやうにしたい物である。扱この天理は、いはゆる造化の三神、天之御中主の神、高皇產靈神、神皇產靈神、此三柱の神様が御定め遊ばされたる、宇宙第一の御法である。夫れ故この扱に叶ふ者は采え、此理に背く者は衰へ、遂に亡るは自然の道理である。

此理を以て大国主の命様が、幽冥事の御政事を御掌りなさるである。扱この大国主命様は、出雲の國の大社に、御鎮座まし／＼て、幽冥に預ることは、總て御主宰遊ばされて、八百万神といふて、広い神様を始め、い是有がたい神様である。扱この神様は面々の家にも御祭申てある。大国様の事で、各方も御存じの通り、人に福を与へる神様である。じやに依て、朝夕信仰して、福を授て貰が宜である。しかしながら人は死なうが倒ようが我身さへ立身出世すればよいと、自分勝手の私を以て析る時は、福はさておき、却て罰を蒙るである。爰の処をよく承知致して、牡丹餅は棚にあり、果報は寢て待てなどやうな言は、さつはりと捨ててしまつて、家業をつとむるを専一と致さなければ、神様は守て下さらぬである。夫に付て御談申事がある。大国主の命様が少彦名の命様と二柱相供に、此日本國を御造りなされていまだ成就いたさぬうちに、少彦名神様は、異國へ御渡り成れた。其時大国主命様の仰せらるゝには、吾獨いかでか此国を造り得む。孰の神と与に、吾は此國を相作らましと仰られ

て、御歎息なされたる時に、奇哉、海原を照して依来る神あり。威儀堂々として御矛をたつさへ、海上にたゝせられて大国主命様に仰せらるゝには、能吾が前ミマヘを治めば、吾共与に相作り成さん。もししからざれば、国成がたしと仰せらるゝに依て、さらば汝命は孰神様で有るやと御尋申と、吾れは汝の幸魂サキミタケンミタケ奇魂アツカサマなりと仰られたである。扱此奇魂幸魂と申は、神様ばかりでない。我々が体内にも有て、勤るに隨て奇妙なる動ハタワキをなす。此魂を奇魂と申します。夫は譬へば角兵衛獅子が、足手を一処にして、蟬を見たやうに横アルギに歩行たり、又は綱の上を下駄をはいて歩行たりする。是を見るに付ても、人は情心を凝ヨラフしさへすれば、夫れ相應に其勤る事が成就する。

その動をなす魂を幸魂と申である。此魂は面々に貰て持て居るなれども、動く気がないと抜てしまつて、我が体内に居らぬから、何事も成就しないである。扱大国主の命様、その奇魂幸魂の神に対して申には、然らば汝は、吾が幸魂奇魂で有るか。今何の処に住まんと思ふぞやと申すと、吾をば大和の東山上に斎祭れど、仰せられたである。是に付て熟考へまするに、此幸魂奇魂は常に体内

を拔出て、宇宙を廻て、又本の我体へ帰り来て、本の如く吾が体内に居るである。夫て其御魂が、諸方で見て來た事や聞て來た事を、吾に師軋シテ〔範〕致し教へスル薦スルる靈魂と見えるてある。夫を此方に受る気がないと、放心して無用の物と成である。斯ばかり結構なる御師匠様が、身に付てござるに、毎日々々安閑として、寝て居て福を待と申は、聞えぬ事である。爰の道理を承知いたして、家業を勤るにありまする。是が即天理人道を明にする本である。

其三

三、今讀上たる文は日本紀に見えたる、大国主の命様の御言葉である。此御言葉に付て、敬神と申す事と、天理人道を明にすべき事を、演説致します。此言葉に、吾退而將ハシメテ治ハシメテ幽冥事ハシメテとは、私は此世を去て、人の目に見えぬ幽冥界へ引越しまして、其處より此世を見まして、人の目に及ばぬ限りを、政事いたさうと、皇美麻命様へ仰上られたる御言葉である。扱幽冥界へ属物は、死といふ事が無に依て今以て神代のまゝで、幽冥界に御座なさ

れて、人の目に見えぬことを、よく御覽あそばして、善惡の御賞罰を成さるである。是に依て人の上に禍福があり、また報といふ事があります。此報と申は、即天理で造化の三神様方の御立なされた大道で、鏡に影のうつるが如く、其の所業の善惡に依て、其報があるである。此事を細に説ときは、仏説の因果といふことに、よく似て居ます。是は仏説が神道に似て居るので、吾れが彼に似たのではない。彼が吾に似たのである。其訣も追々申さうである。扱仏説の因果と申すは、前生の善惡の所業が、爰で果るに因といふ事で、今の世で善を為る人も、禍にあふは、前世の悪業の果るに因るのじやと申事で、因果といふ字は、ハテルニヨルと訓み、また果に因るとも訓と申事で、世の人の禍福が丁ど果のやうな物で、皆前生からの故だといふ意で、譬へば桃の実の甘味は、何なる訣じやと其原を尋ると、此春の三月ごろ、花の咲たるが斯の如く桃と成た物である。又その花の本はと云へば、去年の冬苦そめたるが初である。又その苦初たる本はといへば、種を植し昔の時と相成ます。扱その種はといへば、即いまの此桃である。是即仏のい

はゆる、転輪因果不生不滅と説ことの、是が本である。此理は吾が国に元より有ることで、万葉集の歌に「世の中のことわり、かくさまに、よりきにけらし、すゑしたねから」とあります。すゑし種からは、植し種故といふが如くである。夫は爰で申すは恐れ多い事ながら、大国主命様は、世に大功を御立なされたる神様で、善事の限を御勤めなされたる神様で有ましたが、庶御兄弟の為には、種々の御難儀に御逢なされた。斯やうの善者が、御難にあふべき道理はないはづじやが、有ると申すは爰が天理である。其訣は本居先生古事記伝に説たる通り、その御先祖須佐之男命様が天上に於て犯し玉への罪穢の、いまだ尽果ずして、六代後の大国主の神様へ、掛けた物であらうと申ことである。して見ると悪い事は出来ませぬ。さて大国主神様は、八十神たちの難を退む為、紀の國の大屋鬼古の神様の御計らいに因て、夜見の國へ御いでなされたてある。扱其國なる須佐之男の命様の御娘、須勢理姫の命様の御計ひに依て、国向の御矛を得て、此國へ御帰り遊ばされ、彼の庶御兄弟の八十神等を始め、總て悪き神どもを言向けて、遂に天下を治めて、

大国主の命様と称し奉たである。扱また御先祖須佐之男の命様、天下より御下りの時に、天津神様の御計ひを以て、其犯し玉へる罪穢を、天津詔詞の太誼辭を以て、御祓ひ遊ばされたる、其祓の功徳の驗に依て、此大国主の命様一度夜見の國に入らせられて、御身に受たる御先祖の罪穢の残れるを、清く御捨に相成たる、段々の様子は、皆過去し昔の事跡に依ることで、實にあやしき事である。さてその大国主の命様に掛りたる、御先祖の罪が、一度夜見の國へおいで遊ばされて、消たる訣は、神様の御定め遊ばされたる、實に深き道理にして、大祓の詞に、根の國底の國にます、速佐須良姫といふ神、持佐須良比失ひてんと有通りのことと、祓の徳による事である。して見ると大祓詞は、實にありがたい事が、爰でよく知れるである。右の處を篤と承知致して、悪い事をすれば、其罪の尽るまでは子々孫々にいたるまで、其報が掛り、当人は勿論の事で、此世で尽ざれば、死で後にも其魂が苦を受る事、是また仏説に説が如くである。さて世の人のは、善と悪との二で、善をすれば人が喜び、悪をすれば人が悪む處で、此一の善惡をしらぬものは世の中に

ない。然るを惡をするといふものは、幽冥を恐れざるの故で、見て居る人がないと、誰しるまいと思て、惡事をする人がある。然れども昔から今に至るまで、惡をして顯れず居た人がない。是が幽冥をしろしめす神様が御覽遊ばして御座なさる、故の事である。夫れを神様がよく御存じで、一々人に告知せるではなけれども、廻り回つて知れるやうに、御工風遊ばさるゝである。爰が神様の御工風の功者な處で人の智慧の及ぶ處で無である。隨分悪巧^{ワルダク}をする人は、惡智慧が有て奇妙に人の目を暗まして人を欺くが、神様に逢ては左様甘くはゆかぬ。じやに依て幽冥を恐れて、惡事はせぬが宜い。よい事をすればよい報が有て、不自由はさせぬである。扱神様の思召は、人を御恵み下さる、御志が厚く在せられて、悪人をも忽ち目が回て、死でしまうやうな事は遊ばされず、少しづゝ懲して、善に進むやうにと、御工風下さるである。然れども神様のなさりかたは、人と異て、口をきて御理解なさるではない。物に触て、その時々悟らせるやうに、御示し下さるである。夫は中庸に、至誠之道ハ可ニ以前知ニ、國家將興、必有ニ禎祥、國家將レ亡、

必有「妖蘿」、見「乎蓍龜」、動レ乎三四体」、禍福將レ至、善必先知レ之、不善必先知レ之、故至誠ハ如レ神、とあるが如く、興る時には禎祥と云て、貞^{タキ}しい瑞が見れ、また亡る時には、妖蘿と云て、禽獸蟲魚草木などの上に怪ひ事が見はれ、また蓍龜に見はるゝと云て、ト筮^{ウラナビ}をしても見はれ、四体に動くと云て、自分の身にも必ず驗があるである。此しるしを見て、己が身を戒^{イマヌメ}て、悪を捨て善に趣く時は、又禍を転じて福に到ること、成るである。是を覺らざる人は、禍をまぬがるゝ事が出来ずして、家を亡し身を亡す事が出来るのである。夫は易の文言に、積善之家ニハ必有余慶、積不善之家ニハ必有余殃、「臣弑^ニ其君」、「子弑^ニ其父」、非ニ一朝一夕之故^ニ、其所ニ由來^ル者漸矣、由^ニアル弁レコト之ヲ不ニ早ク弁ニ也、と有が如で、神様の御喻しを弁る事が遅いと、災難を免る事が出来なくて、身が亡るか、家が亡るか、二ツ一ツである。扱その神様の御喻しに種々有り、その御喻に付て、奇妙な談^{ハナシ}がある。武州足立郡千駄村といふ処に、伊藤某と云が有て、其娘をおかつといふ。十八の時に、西堀村の百姓の処へ嫁に往た処が、夫^{オフド}が放蕩者で身持が

悪いに依て、夫れを嫌て無利^リに離別して、江戸へ出て、大名の奥に奉公して居た時、奥女中が集て、百物語といふことをして、往先の運勢を試た処が、お勝が番に当つて、持仏堂の前なる、ともし火をけしに行と、大入道の化物が出て、おかつをとらへんとするに依て、おかつは胆をつぶして逃帰てきて、次なる女中をやる。此時おかつが思ふには、今の化物の為に、浮目を見ること、思て居ると、按に違て嬉しさうに帰り来て居る故、おかつは不審に思て居りましたが、明る年出代^{デカワリ}に付て、宿下りして居るうち、その女中を尋て往き、おまへは今年長年するかと問ますると、其女中が申には、私は与力の処へ嫁に貰はれて、此間見合をして、嫁に往積^{ヨクシキモリ}で有ますから、長年は致しませぬ。夫に付て不思議な事が有ます。去年御屋敷で百物語を致たとき、ともし火を消しに参りましたら、美男^{ヨキモコ}が出て来て、私を捕へやうとしますから、逃帰して来ましたが、今度私の貰はれて往く処のむすことには、百物語の時に出で来た男に、少し違ひない。此様なふしき事はないと語るを聞て、おかげは大に驚き、夫では私は便がない。おまへはよい男と添て仕合だ。私

はモウ／＼此世に生てる気はないと、涙を流しまするから、扱はお勝の色かと心付、夫ではおまへの大切のお人かへと申すと、左様ではない。去年御殿で百物語の時、私の参りました時出たのは、夫は／＼おそろしい大入道の化物が出て来て、私を捕へやうと致しまするから、早々にげ帰て、次にいかしつたが、おまへさん、その引別をして見ると、私はどうでも化物の女房になるであろう。夫を思ふと、生ては居られませぬと、又泣まする故、彼女中も其嘶を聞いて、共に涙を流しましたが、お勝さんや、そんな事は気にかけなさんな、箱根から此方には、化物は居ないと申す事だから、今年は陽気な処へ奉公して、憂をはらし、其うちに気に入た、よい男を見立るがよいはな。死るなんのと、左様な氣にならないがよいと、すゝむるに付て、お勝はその気になり、柳橋の船宿へ奉公に住込勤め中、こゝに奥州みはるの生れで名を長吉といふ船頭が有て、男ぶりもよし、信切者じやに依て、お勝は夫れと密通して、遂に夫婦となり、先つ化者の女房にならなくてよいと思たが、夫より十六年すぎて、長吉が眼病を煩つて、目の玉が抜出て、とうぐい盲人となり

ました。夫で船頭は出来ず、よんどころなく髪をおろして、按摩取アンマトリとなりました。其姿が百物語の時に出て来た大入道に、寸分ちがひないと、おかつが自身のオサシ談である。今年明治の六年、お勝は六十余で、今も柳橋に居である。斯やうなしらせの有と申も、幽冥を掌る神様の、御計ひでなさる事で、夫が十六年も立て後のことだといふのは、拙者が愚按には、先に西堀村ヨメイリへ嫁して、亭主を嫌た報かと存る。夫が十六年も年月が立たといふ物は、その内に先きの夫を嫌つた事を後悔して、扱先の亭主も放蕩でこそあれ、面倒を見た事は、今の亭主よりも、随分信切な事も有たと、人の心の思ひやりも有て、改心したら、先の亭主を嫌た罪を、消して下さらうといふの思召で、斯の如く十六年も過たであらうである。此の処を篤と承知致して、自分は罪は作らぬつもりでも、神様の御目から御覽あそばすと、罪を作った事が沢山あらうと存するから、朝夕神様を拝み奉て、罪亡しの御わびを申上ねばならぬ事である。神様を拝み奉る、御書物の中にある詞に過犯須事乃在乎婆アヤマチオカスコトアルヲバ、見直志ミナホシ、聞直志キナホシ給比弓タマヒヂ云々、とある詞をも、深く思ふべき事である。

四、しろかねもこがねも玉もなにせんにまさるたからは
子にしかめやも
今読上たるは、万葉集に載たる、山の上懷良先生の歌である。此歌に付て、御教則の内の、天理人道を明にすべき事といふ事を、聊か演説いたします。天理とは、天に御座オイチなさる、天津神様の御定め遊ばされたる、理の当然の御法を申します。人道とは、人間の行ふべき当然の道を申します。扱今讀上ましたる歌の意は、しろかねも、こがねも、玉も、なにせんにとは、白銀黄金は、世に通用する金銀のこと、玉とは、水晶や珊瑚珠の類の玉の事である。此二品は、よく人のほしがる物で、宝であります。然るをなにせんにとは、左様な宝もなに、する物か、ほしくはない。夫に増た宝は子供である。其子供に増た宝は、有はせぬといふの意である。しかめやもとは、しく物は無ナシといふ意である。實に此歌の通り、子供は宝である。夫故俗にも子宝と申ます。扱世の宝は種々ある中に子宝といふ事を知るが、天理人道を明にするの始で有ます。其故は神様の思召は、人の蕃息することを御悦び遊ばされ、減ヘルことを御哀み遊ばざるである。

る。夫故天下の万民を、神様の上よりは、青人草とも、天の益人とも御よび遊ばれて、青草の茂るが如く立采え、今日より明日と、日々に蕃息采えん事を祝して益人と申である。又人の減ることを哀むは、伊邪那美の命様の夜見の國へ御往遊ばれたるを、伊邪那岐の命様が、夫を御惜み遊ばされて、泣き給へる御涕ナキザハメに、泣沢ナキザハメ女のかなは、伊邪那美の命と申す神様が御生れ遊ばして、人の他方に行ことゝ、死ることゝを深く御惜み玉ひて、泣給ふ故に、泣沢女神とは申である。其証拠は万葉集の歌に「泣沢の杜にみわすゑ祈れども吾が大君は高日しらしぬ」とある。此歌の意は、泣沢の杜の神様は、死んでゆくことを惜みて、御救ひ下さるとのことゆゑ、神酒をすゑて、天子様の御寿命を長かれと祈り奉しに、是までの御寿かして、遂に御崩御あそばされて、御靈は天に御涉り遊ばされて、高天の原を御治め遊ばすといふ意である。右申す一つの歌で、神々様の、人の減ヘルを哀み、蕃フユるを御悦びなさる、ことを、御承知なさるが宜である。扱昔の人は、此処をよく承知いたして居た故に、かくの如く歌にもよみ、又其ことを実地に行つて、神様の人の蕃るを御悦び遊ばして、子供

の沢山出来るやう、達者で無事に育つやうにと、御守り下さる。御恩頬を報ぜん為に、村々里々に、夫々の神様を御祭り申して、其処の鎮守と致し、面々は氏子と成て、尊敬致したである。是が鎮守と申し、氏子と申す元のはれであります。是の処を篤と承知さるゝと、御教則の敬神のことと、天理人道を明にすることも、よく分ります。扱人道とは、申す迄もなく人の道のことである。是をたゞに道といはずして、人と申は、畜生に對して申すことである。畜生とは、禽獸の事で、此禽獸は人間と競べてみると、よほど劣た物で、五倫だの、五常だのといふ道のことなどは、しらぬ物である。然しながら此禽獸も、産靈神の産靈の即造化に依て、生じたる物じやに依て、道は更に知らぬといふでも有りませんから、人の行ひが正しいか、禽獸の行ひが正しくないかと、よく競べて見たうへ、人間の中間に入やうにしたい物である。ヒヨツとすると、人間の中間に加入はぐつて、畜生の中間に人ものもあらうかである。じやに依て、何をするにも心を用ひて、是では人間の中間に這入るか、但し畜生の中間ではあるまいかと、万事気を付れば、人の道が明

に成るである。夫れに付て人と畜生との角力の、取組のおはなしを致します。夫に付、しばし拙者が、木村庄之助になりかはり、行事を勤めます。東西／＼抑々人間と畜生との角力と申バ、天理を知ると、しらざると二つで有ります。天理とは、天津神様の御立遊ばされたる、天にも地にも広く行渡つて、差支のない公平の道を申します。君君たり、臣々たり、父々たり、子々たり、夫々たり、婦々たるの類、是を五倫五常と申します。即天理で有ます。此天理は、人間も畜生も生れる時に、神様より授かつて、此世へ出ましたる故、教へに依らずして、よく存じて居ます。然しながら此天理に二つありますて、一を性と申し、一を情と申します。性は生れたまゝ、どうごかず。情は時に乘じて動いてさまざまに変じます。此変じ動きまする処を以て、人間と畜生との勝負^{カタマク}が出来ます。其勝負を御覽に入まする。東西／＼、東々田舎娘一人、西々女猫一疋、よび出しに依て、女猫と田舎娘が出て来まして、扱女猫は四方柱の側へ^{バン}屈んで小便を致しました、処が田舎娘は四方柱の側へ立小便を致しました。爰が妙な処で、男猫にはさやう

な事がありませぬが、女猫は必ず屈カボンで小便を致しまする。こゝが天理で、畜生といへども、女は女のやうに生れ付きが、かやうである。夫れにマア人間と生れて、人中で立小便をするとは何イカな事である。此角力はおきのどくながら軍配は猫の方へと揚りまする。当今は夫れ夫れと御上で御心配下されて、人中で立小便をしないやうに、处处へ便処を御立タマツ下されて、聊なりとも人は人の道を行ふやうに、御工風下さるてある。こゝの処を有がたい御政事と承知致たる、がよいである。東西カタマリ、東々大家の男子ムスコ一人、西々犬一疋、是は土俵へ上ると、取組もしない内に、中入と成たである。夫故に互に弁当をつかひました。時に大家の男子さんとの事だから、弁当の結構美を尽して、御菜オカズが仰山ゲウサンな事で食タバきれない。夫で彼れを少し食かけ、是を少しと、残らず食タビさしにして、弁当の飯も其通り、食籠ジキロの底にも蓋にも、御飯の粒だらけにして、弁当箱を内へかへしまする処を、犬は、土辺チベタへ盛アゲた飯や魚の骨を、少しも残らず食てしまひました。扱食物は、人の命つなく爲に、神様の御始あそばして、夫れを農夫ヒヤクヂワが泥になり汗に成て、是までにしあげて出来た

物だといふ、段々の訳がらを考て見たならば、一粒たりとも、そまつには出来ぬはづである。爰が天理をしると、しらざるとの二つである。じやに依て、此角力も畜生の方へ軍配が揚りまする。東西東西、東々子おろし女一人、西々子持犬一疋、互に土俵へ上りますると、犬の子供が、子おろし女の足へからみ付まするから、彼女その犬の子を足でけはらひますると、親犬が直様喰ひ付ました。爰の処を篤と考て見ますると、畜生は折角丹誠して子供を育てたからとて、年寄た後に養ふではない、親の助タシには少しもならないに、斯の如である。夫にマア人間として折角神様が御胤タネを授けて下さつて、はらんだ子供を、子供が多いと足手まとひだ扱と申て、脱胎する人が、世間に多いやうすだが、以の外の事である。前申した通り、子宝と申て、子供など大切な宝はありはせぬ。夫れを脱胎して、かせぎだして身上を仕あげたといふ人は、聞た事がありませぬ。子供をたんと育て、置けば、年寄た時のたのみになるである。脱胎をしてからだを悪くして、病身になつた人も、世間に沢山有まする。譬ば里芋を作て、親芋を大きくしやうと思って、子芋が付とはかきとり、

子芋が付とはかきとりして、御らうじろ。夫で親芋が大きくなればせぬ。却て親芋も枯てしまます。是は天理で有ますから、さういくべきはづである。さて此角力も、犬の方へ軍配が揚ります。さて／＼御気の毒な事である。此日弊も此度御一新に付て嚴重の御布告が出て、

以来は人間の方へ軍配の揚るやうに、御ひき下さるといふ有がたい事である。東西／＼、東々娘を女郎に売たおや一人、西々獵師の為に痕キズを受ながら、子を負てにげる親猿一疋、なんと金がほしいからとて、娘を遊女に売て、人のなぐさみ者にして、同じ人間だと思て居るといふは、大きな心得違ひで有ます。此遊女がある故に、其風を見習て、男にはだをゆるす事を、なんとも思はぬ女も世間に沢山出来るである。夫れに競べて見ると、此親猿が痕を受ながら、子供を負てにげるといふは、殊勝な事で、金がほしくて娘をうる親は、人間はづれで、御気の毒だが、猿の方へ軍配が揚ります。扱これも当今は、娘を遊女に売といふは、其よんどころない所以あつて、夫で孝行になるといふ事でなければ、御許のない事になりまして、人間の方へ軍配の上るやうに、御心配下さる、あ

りがたい事であります。扱説教が斯やうに滑稽に流れまして、御はづかしい事で有ります。夫と申も右読上ましたる歌の意を、明らかにさとさんための老婆心である。

五、日本紀ニ云、食ハ者天下之本也、黄金万貫モ不レ可レ療シテ飢ヲ、白玉千箱モ何ノ能ク救シテ冷ヲ

今読上たるは、宣化天皇様の詔である。廿九代武小広國押盾天皇此詔に

付て御教則の内、敬神と申す事を演説いたします。

扱只今読上たる詔の御文を吾々が言葉を以て申し演る時は、衣食は天が下の宝の本で、たゞへ黄金が万貫あつたとも、食物がなくては、飢を療シテことは出来ませぬ。又白玉などの結構な玉が、千箱有たとても、何ドウして寒に冷コドヘた人が救はれやうぞと申すことで有ます。是は其ころ世間の人が、衣食の尊きことを忘れて、只金さへ有ればよい、玉さへ有ればよいと思つて、金銀や玉などを宝のやうに思て、五穀の貯タクハもなく、衣服の用意も致さぬより、斯る詔が有たである。扱世の中は、いつも／＼豊年でばかりは居ない。折々凶年が有て、五穀の用意がない

と、金が有ても困ることが有ます。昔も今も人情は同じことで、道具好の人は、自分の気に入た物を見ると、衣類などを売払つて、買ことも有である。是は以外の心得違ひである。此詔の如く、衣食は天下の宝の本で有ります。夫は私が申さずとも、是は各方がよく御存じの通り、裸で^{アキ}食^スすに居ては、金を抱ても玉を抱ても、一日も居れぬである。斯れば食物と着物とは、性命を^{タキツ}有の本で、世の間の宝なる事が、眼前よく分つて居ます。さすれば此衣食は、大切に致さなければならぬである。扱この衣食を大切と思はば、其衣食を御始めあそばしたる神様の御恩頼を報い奉らなければならぬである。其衣食を御始遊ばしたる神様の御名は、保食の神とも、大氣都比売の神とも、豊受姫の神とも、宇迦之御魂神とも申して、世俗に稻荷様と申は、此神様の事であります。

山城の國紀伊郡稻荷山に於て此神様を稻荷の神と申すことは、古事記に、爾ニ大氣都比売、自ニ鼻口及尻一
種々ノ味物ヲ取出テ而、進時ニ速須佐之男ノ命、立二
伺ヒテ其態ヲ為シキタナモノ汚^{アキシタナモノ}而奉進ト、乃殺キ^{アキシタナモノ}其大宜都比
売ノ神ヲ、故所レ殺神ノ於身生レル物者、於レ頭生レ^{アキシタナモノ}蚕、

於三目一生稻種^{アキシタナモノ}、於三耳一生レ粟、於レ鼻生ニ小豆^{アキシタナモノ}、於
レ陰生レ麦、於レ尻生ニ大豆^{アキシタナモノ}、故ニ是ニ神產巢日御祖ノ命、令レテ取レ茲ヲ成レ種ト、とあります。是は大略で、旧事紀には、此時馬牛桑ノ木等も生れると、記して有ます。扱この大氣津姫の神様は、鼻口尻より種々の食物を出して、須佐之男の命様に御上げ申したに付て、夫れを須佐之男の命様が、きたないと思召て、御殺しなされたである。是を穢いといふは、おそれながら須佐之男の命様の、清淨僻とか潔僻^{アキシタナモノ}とか云類では、あるまいと存じます。鶏の卵は尻から出、蜂蜜は尻からも口からも出ます。是を人が賞讃致しますから、敢て是をきたないとばかりもいはれませぬ。然し須佐之男命様が、是を穢いと思召て、御腹を立て殺したればこそ、其御体より、五穀も蚕も生じたである。扱又此五穀も蚕も、人の手にかけて殺さなければ、食物にも着物にも成ませぬ。其殺されるのは、石川五右衛門を見たやうに、毎日々々釜うで、有ます。此のはこびに付て考て見ますに、此大宣都比売の命様は、衆人の命を^{ツナメ}継^{ツナメ}で助やうとの思召で、須佐之男の神様の潔僻を御存じでありながら、わ

ざと尻口より出した物を奉て、腹をた、せ殺されて、からだより五穀や蚕を生して、衆人に衣食を与へて、飢も冷もせぬやうにと、御守り下さる思召で、殺され給へる事と、察し奉られるある。扱その殺され給ひて、御からだは、五穀となり、牛馬となり、蚕となり、あとに残た御靈を、宇迦之御魂の神とは申すである。かやうな訳を聊でも承知致して見ると、此神様は、衆人の為に御命を御捨遊ばされて、衆人をうえず冷へずと、御恵み下さるといふは、有がたい事であります。爰の處を篤と承知致して、朝夕此神様の御恩頼を思ひ奉るやうに致したい物である。夫にして「も」今日大飯を食て、安閑として遊で居るといふ道理はないといふ事が段々とられて來て、家業を勤める事が出来ますから、何卒此訳は人にもしらせたい物である。処が中頃天竺から、仏法が渡て以来、何もかも難有ことは仏法に取れてしまつて、米を菩薩といひ、仏の力で出来たやうに、心得る人も有まるが、さうではない。其証拠は、近頃天竺米が渡つて、夫れを食た人は其味を知てゐる通り、日本米に比べてみると、うまみがないので、其甲乙がよくしれる。是で五

穀は、神様が御始めあそばして、日本が本だと云事がよく分ります。此ついでに申す事があります。是までは世間の人人が、仏法にはよく迷つた物で、かやうな結構なよい食物をたべずに、木の実を食て念数をつまくる人を、木食上人だと云て、殊の外尊いやうに取はやしますが、五穀を食ないからとて、身が尊くなるといふ事はない。夫は世界国尽に、アブリカ洲の内なる戸里堀といふ處の人は、棗を常食とするとあります。夫でよく分つて居人は、尊い事も何んにもありませぬ。夫でよく分つて居ます。扱木食上人に迷つた可笑いはなしが、有ますから一寸致します。昔大家の女房が、木食上人を信仰して、何卒あなたの食残しを、少いだきたいと申て、食残しの杏を半分貰て来て、亭主が病氣あげくで、ぶらぶらして居るゆゑ、今日は難有い物を頂戴して来ましたから、御戴きなされと云て、彼杏を出しますと、盥漱^{ウガイ}などして、其杏を食ました。然る処が忽ち總身が痛み出して、寝ても起ても居られませぬ。夫故まづ医者を召せであらう、鰻は不食やと問ば、食たりといふ。鰻と梅

とは毒じやが、夫をしらずやと問ば、よく知て居るといふ。何故また知りつ、食た物じやと問ば、難し有い上人さまの賛じやと申に付て、差合を失念して食たと申します。實に迷て居る人には困ります。教説が脇道へはいつて、本の道へ帰りにくく、成ましたが、コウト夫々先刻申した通り、食物は此世の宝で有ますから、農夫衆は沢山に作り出して凶年にも飢ないやうにして貰いたうある。世の中はいつも／＼豊年ばかりでない。書物を見ると、恐ろしい凶年が有ます。推古天皇様三十三代の、三十四年といふ年の六月、大雪が降て、五穀が枯たと有ます。また聖武天皇様四十五代の天平四年は夏旱ヒダリで、五穀が登ミシらず、諸国飢饉だとあります。かやうな事は、今から先きもいくらも有ますから、其時の要意に、國中に五穀の満てゐるやうにしたい物である。扱かやう申すと、夫は昔のこと、当時は異国と交易をして居れば、日本に米が尽ても、金さへあれば、前年の通り、異国まで食続くからと、申す人もありますが、夫は心得違ひである。国になくては困ります。少くとると、家になくても困ります。たとへ其日ぐらしの売人でも、

今日食米ケフクフコムを今日買ては、差支が有ます。夫は遂明治四年の事だが、誰が云出した事やら、一日一日の内に、一分札が十匁になるといふ流言が有て、夫で一分札を持て買物に行と、何屋でも一切売ない、其時一分札ばかり持て居た其日ぐらしの者は、宵に米を買ないばかりで、一日飯を食ずに居た事がある。又先年下総の国が満水で、刀根川の堤が切れて、水が軒端まで付た事がある。其時逃はぐつて、木に昇て水難をしのいだ者が一人ある。一人は榎の大木に昇り、一人は松の木の大木に昇て、互ひに助船の来るを待て居たが、遂に来ず、二日三日もたつ間待て居ると、榎の上に居る人が、腹がへつてたまらなくなつて、松の木の上の人には、見ればおまへは、何か食べて居るやうすだが何をたべます。ハイ私は飯櫃に飯を沢山入て、背負てのぼりましたから、当分は食物には困りませぬが、其替り大切な金を忘れて来ましたといふ。榎の上の人これを聞いて、私は金をば纏めて残らず首にかけて、持て居りますが空腹で困ります。握飯ハスビ一つを二朱で買ますから、三つばかり売て呉ろと申しますと、どう致して、是は命の祖オヤで有ますから、上られませ

ぬといふと、夫はどうよくな、平生ともよい中で、今日に限て左様の御あいさつとは、夫は／＼ひどい物である。人は死ても吾さへよければよいといふ、思召と見えますると、理屈をいはれて、イヤ左様オシヤツ被仰ハシタては一言もござらぬ、左様なら何程なりと上ませう、どうして御取なさる、左様手はとゞかず、投て貰た処が、木の枝は邪魔になるし、此様な時には、手長嶋の人か、猿猴ならようかろうと云て、身をもがいて居たと申事である。じやに依て、金があつても食物が無ては困るである。例

六、御教則の内、天理人道を明にすべき事、と申すことを、聊か演説致します。扱天理人道を明にするには、第一に学問を致して、第二に衆人に交つて角がとれて、第三に私を去て公平の論を立てる。こゝで天理人道が明に成ます。就ては学問の御話から致します。先づ学問をしろと云御布告を読上ますから、篤と御聴聞なされ、人々自ら其身を立て、其産を治め、其業を昌サカにして、以て其生を遂るゆゑんのものは他なし。身を修め智を開き、才芸を長ずるによるなり。而て其身を修め智を開き、

才芸を長ずるは、学にあらざれば能はず。是れ学校の設あるゆゑんにして、日用常行言語書算を初め、士官農商百工技芸及び、法律政治天文医療等に至るまで、凡て人の當むところの事、学あらざるはなし。人能く其才のあるところに応じ、勉励して之れに従事し、しかして後初て生を治め、産を興し業を昌サカにするを得べし。されば学問は、身を立てるの財本ともいふべきものにして、人たるもの誰か学ばずして可ならんや。夫の道路に迷ひ、飢餓に陥り、家を破り身を喪ホロボスの徒の如きは、畢竟不学よりして、かゝる過ちを生ずるなり。從来学校の設ありてより、年を歴ること久しうといへども、或は其道を得ざるよりして、人其方向を誤り、学問は士人以上の事とし、農工商及び婦女子に至つては、之を度外メトガタにおき、学問の何物たるを弁ぜず。又士人以上の稀に学ぶものも、動もすれば國家の為にすと唱へ、身を立てるの基たるを知らずして、或は詞章記誦の末に趨り、空理虚談の途に陥り、其論高尚に似たりといへども、之れを身に行ひ、事に施すこと能はざるもの少からず。是すなはち沿襲の習弊シヨウギにしき、文明普ねからず。才芸の長ぜずして貧乏破産喪家ヒラココク。

の徒多きゆゑんなり。是故に人たるもののは、学ばずんばあるべからず。之を学ぶには、宜しく其旨を誤るべからず。之に依て今般文部省に於て、学制を定め、追々教則をも改正し、布告に及ぶべきにつき、自今以後、一般の人民、必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめんことを期す。人の父兄たるもの、宜しく此意を体認し、^{コロロ}教育の情を厚くし、其子弟をして必ず学に従事せしめざるべからざるものなり。此御布告は、明治五年七月、太政官より仰出されたる文である。是は府県を初め、村々大区小区に於て、夫々学を取設け、一人も不学の者なく、人の人たる道をしらしめ、家産を破らざるやうの、御工風でありますて、難^レ有い御事である。諸国小学校を設られし事は、履中天皇様の御代十八代去來
穂別天皇の四年に、始置=史官於諸国、とあるが初である。また嵯峨天皇様の五十代御后嘉智子様と申上た御方は、贈太政大臣、橘清友公の御息女で、御学問を御好み遊ばされ、学校を御取設あそばされて、橘氏の子弟をして、学問を勉励なさしめ給ひ、また平城天皇様の御孫、中納言在原行平様と申す御方も、御学問が御好で、獎学院といふ学校を御立な

されたである。扱この二の学校は、村上天皇様、二代御称譽あらせられて、嘉智子様の御立遊ばされたる学校を、康保元年詔が有て、大学寮の別曹となされ、在原行平様の御立なされたるを、応和三年に資給を賜ふと有て、其費を御下げ下されたである。且又その学校を、勸学院に准ぜよとの詔が有たである。勸学院と申は、嵯峨天皇様の十二年に、橘冬嗣公様の立られたる学校である。是らの事をも考合せて、当今の御布告に隨ひ、分相応に学問を致すが宜である。只今読上たる御布告に有る通り、其身を修め智を開き才芸を長ずるは、学でなければならぬである。然るを世には、学問は上つ方の事で、下賤の者は今日の渡世の上に於ては、無用の物のやうに思て、学ばない者が多いである。是は大いなる心得違ひである。学問あれば、あるやうに智慧がつき、才芸が長じて、家を起す基となるである。夫れはすること為すこと、一々理に當るからのことあります。去ながら、中頃学者の風儀が悪く成て、彼の飲中八仙歌の人物の風儀が押移て、大酒を呑で詩を作る事が達者だと、夫れで太先生の積りで居るやうに成てから、師匠が酒を呑めば、弟子も

呑ねはならぬやうに成て、修身斎家の教は、横の方へ行
て、放蕩無礼の徒となる書生も出来たである。夫はその
世の事、当今は学問の仕方が別に改まつて、左様な無調
法はない。学問を致したものと、しない者とでは、何
をさせても学マナだと学ばないとは、大きな違ひで、譬へ
ばこやしをした作物と、こやしをしない作物をみたやう
に、めつきりと分つて、不学な人は腹がからで、学問を
した人の腹はみがあるので分りまする。又学問をした人
と、しない人と競べてごらうじろ。学問をした人は、人
に法外なる事を云かけられても、勘弁が有て、温順な掛
合をするから、喧嘩が出来ぬが、不学な人は、忽に腹を
立つから喧嘩が出来る。喧嘩をするといふは、畢竟理が
分らないからである。夫れに付て一つの嘶しがある。昔
し親子喧嘩をして、遂に親を殺した者があつた。夫れを
御上で召捕て、白洲へ呼出して、一と通り吟味の上、役
人申渡には、子の身分として親に手向ひ、あまつさへ親
を殺すとは不埒千万なり。其余は吟味に及ばず、御法の
通り牒申付ると申すと、其親殺し頭をあげて、其役人の
顔をつくねんとして見て居るから、役人其親殺しをにら

み付て、不埒な奴だ、恐れ入つたかと申しますると、恐
れ入ませぬと申すから、コリヤ、ヤイ親を殺して恐入ぬ
とはいからなり、其わけ申上ろと申すと、親殺しの申す
には、私の親は、無理と無法で、以て子供をいじめやう
とするから、喧嘩と成て、遂に死だである。親子同士の
喧嘩で見れば、親が死ぬか子が死ぬか、二ツ一ツである。
どつちが死でも、内わ同士だ。夫れを他人がとやかくい
ふすぢが無い。他人の親でも殺したではない。御上もや
つぱり親と同く、無理を通す積りと見える。恐れ入ませ
ぬと申すから、御上に於ては、不学にして理のわからぬ
者には、さとしやうがないに依て、役人も理解に当惑い
たし、しはしありしが、コリヤ、ヤイ其方のやうに理の
分らぬ者は、諭しやうがない、理の分るまで、入牢申付
ると申すと、親と御上は無理だしかたがない、牢へ往ま
せうと申すから、一と先つ入牢申付置て、篤と考へた処
が、たとへ親殺といへども、当人罪に服せざるに於ては、
殺すといふ事が出来ませぬから、当人の罪に陥る工風を
考へましたる処が、不学故、理が分らぬなれば、彼れに
学問をしこみ、理の分つた上で、罪に行ふより外なしと、

評議が決著して、儒者に申付て、明日より彼れに孝經を教へよと有て、牢内より呼出して、孝經を教へた処が、一くだりに百ペんづゝもかゝつてやうやう百日ばかりにして、とうぐく素読が仕上げとなつて、夫より講釈と相成まして、身体髮膚受_ク之ヲ父母ニ不_ニ敢_テ毀傷セ孝之始也、立_レ身_ヲ行_ビ道_ヲ揚_ゲ名_ヲ於後世ニ以_テ顯_ス父母ヲ孝之終也、さて身体とは、吾が身の事で、即此五体の事だ。髮膚とは、髪はかみの毛、膚とは、はだへの事、受_ク之ヲ父母ニとは、おとつさんやおかつさんに貴_トた、此からだ、といふ事、不_ニ敢_テ毀傷セとは、疵付やぶるなといふ事で、髪の毛一本でも、父母の賚だから、猥にそこなふな、そこなはぬやうにするのが、孝の始と申す事じやと申すと、夫は先生違ふて居ませう、なぜなれば、近所に火事が出来て、火がりでもすると、かみのけ杯は、一本もなくなることがあります。夫では孝行にならないと云てみると、火事を防ぐことは出来ない。又百姓をして草かりに往く、かやで手を引裂き茨_{ハサウ}で手足を毀ることは、度々有ます。夫をいとつて、ねらいくらひをしたら、百姓は出来ませぬ。してみると、書物に在る

事も、やつぱり無理だと申しますると、先生につこりと笑て、是は感心、さう議論が立てくれば、学問した印が有のだ。猶委く申さう、今申た処は、逐一通りのこと、浅より深きに至れば、五刑の類三千、ナシダ先生甚くむづかしい、浅きより深きに至れば、五刑の類三千とは、なんと云ことあります。五刑とは、人を刑罰に行ふ法が五つ通ある。斬罪だの、流罪だの類、これを微細にいふ時は、三千となる。其の内片に鬢_{ビン}そり落して、役に使ふものあり。刑_{ハキル}もあり、劓_{ハキル}もあり。かやうの刑罰を受る事の無_{ナシ}やうにと身を守る人を、敢て毀傷せずと云て、是を考之始とす。立_レ身行_ビ道とは、道は天下の大道で、内に居る時は父母に仕へ奉り、出て奉公しては、君に忠を尽すの類、これを道を行ふといふ。立_レ身とは、立身出世の事で、其立身出世には、種々あるが、先の下ざまの事で云ふて見れば、何の村にも名主_{コチヤク}も有れば、定使もある。名主は貴きもの、定使は賤きものとしてある。其賤き定使が出世して、貴き名主となる。是が立身出世といふものじや。揚_ニ名於後世_一とは、道を行て善事をしたことを、後世に語り伝へて、名を残すをいふ。以頭

二父母ヲ孝之終也とは、定使が出世して、名主に成た
に付、隣村の人々が、夫を不思議に思ふて、取々に評議
する時に、其父母の名が出て、彼人の親等といふ者は、
定使をしてこそをれ、夫れはくよい心掛で、是までの
定使は、日暮に隣村へ、廻状でも持せてやると、態と夜
に入て帰て来て、ろうそく代だの、したく代だのと云て
貰ふから、村の掛りが嵩で、出る事が多いが、彼人の
親御が定使をしてからは、左様な事がなく、村の掛り物

が少くなり、万事正直にするに依て、村役人も夫に感心

して、万事正直を本として、役儀を勤める故に、彼の村
に於ては、争動といふ物は一つもない。夫に付て村役人
も小前のも、他人のむすこを村役人にしたら、猶さら

村の為に成であらうと云て、見立て、以て村役人に成た
である。彼人の男子さんと云ふ方は、さういふ親のしこ
みで育つた御人だから、曲た事は更にきらひで、結構な
御方である。してみると親のしこみのよろしいは、難レ
有ものじやと云て、父母の名を顯す。是を孝の終とする
である。是を聞いて彼の親殺し、涕を流して、ていとうし、
此の御講釈を承ては私のやうに親の悪き事を他人に徴し、

あまつさへに親を殺し、我身をかへりみざる大罪人、不
孝の罪、一日も片時も、生て居べき道理はなし、早く御
法に行ひ下さるべしと、此時始て恐入たである。学ぶと
学ばざるとは、かやうなものである。此れ親殺も、孝経
を百日先きに読だならば、孝行者となるべきに、百日の
違ひで、不孝と成て身を果したるは、可惜ことで有ま
した。

三則百談卷之一終

三則百談卷之二

大原野神社權宮司兼中講義小池貞景述

七、古事記ノ序ニ云、夫混元既ニ凝リ、氣象未アラハレ、無レク
名モ無レシ為モ、誰カ知ン其形ヲ、然シテ乾坤初分レテ、參神
作ニ造化之首ヲ、陰陽斯ニ開テ、ニ靈為リ群品之祖一、

今讀上たるは、太朝臣安麻呂先生の文である。此文は
先代の旧辞に依て、述られたる文で、神代の古伝説であ
る。此文に依て、御教則の内なる、敬神と皇上を奉戴す
る事を、演説致します。夫れ混元とは、天地未ル分レ

ときを申します。気象末レ效^{アラハレ}とは、陰陽の氣もいま
だあらはれざる時の事、無レ名モ無レ為モとは、天地も出
来ず、陰陽二氣の氣候も無が故に、無レ名モ無レ為である。
誰カ知ニ其形^ヲとは、天地と成らうとする物が、一つに
混じて在た時の事を申します。然シテ乾坤初^テ分^ルと
は、其混じて在たる一物が^{スミキラカ}清明なる物は昇て天となり、
天地陰陽と申すことである。三神とは、いまだ天も地も
ない先より、世の間に御坐なされたる、天之御中主の神、
高皇產靈神、神皇產靈神、三柱の神様を申します。作
^ス造化之首^ヲとは、此神様等が造化の徳と申て、いはゆ
る一元氣一元水の氣水の恵を以て、先天地を御造り成れ
たる御徳を申します。陰陽斯^ニ開^クとは、天地が即陰
陽、陰陽は即男女で、地の陰氣と天の陽氣とが、一つに
なると、草木が生じ、虫けらが生じ、一切万物が生じる
である。是を造化と申します。夫で先此の三柱の神様
が、最初に天地を御造り成されたる事は、人間に男根女
陰が在て、子供を造るが如く、天地は万物を造る道具で
ある。二靈為^リ群品之祖^一とは、二靈は、伊邪那岐、伊

邪那美的神様を申します。始て此神様が、御夫婦と御
なり遊ばされて、人間を初め万^{ヨロツ}の物を御生み遊ばされ
て、夫が万物の祖となりて、夫より以来、人は人を生み、
馬は馬を生み、瓜の蔓に茄子^{ナス}はならぬやうに成たである。
是を群品の祖と申すである。これは造化の徳ばかりでは、
いきませぬに依て、造化を転じて、胎生と申して、腹か
ら子を生ことを、御始なされたである。然れども其大元^{モト}
は、造化の三神の御徳にあることで有ます。其訳は、
御名の上でよく分ります。さて天之御中主の神様は、
大空^{ソラ}の真中におゐてなさりまして、自然と運動の氣を御
発し遊ばされて、その氣に依て、物が生々いたします。
夫で高皇產靈神様は、高く北の方の左に御着座遊ばし、
神皇產靈神様は、低く南の方の右に御着座あそばされて、
男の昇る氣と、女の下る水とに依て、万物を御生あそば
さるゝである。産^{ムス}とは、草むす苦^{コケ}むなどのムスと同じ
く、生ずることを申します。ビとは、産靈^{ムスヒ}と統きます
るが故に、濁てビと申しますが、実はビと清むこと
ばで、魂または火水^{ヒミツ}の火、月日^{ツキヒ}の日の如く、靈妙不思議
の徳を申します。此神様は、万物の父母でおいでなさ

る御徳を、産靈と申します。夫れ故吾々が夫婦の中に出来た子も、其元は、此神様の御授け下さつたる御種ゆゑに男をムスコと云ひ、女をムスメとは申すである。かうに産靈神様を始め、伊邪那岐、伊邪那美の神様が、万物を御造り下さると云は、皆人の為である。人とは、上は天子様を初め、下万民の事を申します。是を以て見ると、神様の御恩と申すは、厚いと申てよからうか、深いと申てよからうか、申すべきことばもないほどの事である。此御恩を報ずるには、天下の物は一品も吾が物ではない、皆神様の物じやと心得て、聊かな物でも、大切に致さなければすまぬである。そこで又万物の生ずる此国を、天照大御神様が、皇美麻邇々杵命様に、御授なさる、時の詔に、此豊葦原の瑞穂国は、汝往てしらすべき國なりと仰られて、宝祚之隆ハ當下与ニ天壤一無上窮ノと仰せられて、天下の人民は、残らず天子様の物である。奴人民が天子様の物で見れば、人民の所持の物も、また天子様の物である。されど夫を天子様が取り上げやうとは遊ばされず、永く人民に持せて下さらうと、御世話下さるである。斯れば一切の物は、神様の賚タマモと天子様の

賜物である。此道理を篤と承知いたして、神恩君恩の、ありがたい事を知るがよいである。然るを時移り世變るに付て、古の事を忘れて、只人智の私を以て論を立て、吾れは何学だの、何先生の弟子だと云て、気隨に論を立る人が多くなつて、神恩や君恩の難しことを、しらぬ学者が多く出来たには困ります。夫に付て一つの嘶が有ます。近きこころある処で、諸先生の弟子が落合て、主人の取持に預つて、一夕学問話ハナシを取しくんだ時、互にまけぬ氣になつて、議論をいたしましたが、やがて食事と成て、各々膳に向ひました。其時一人の書生が皿に付た鮭の塩引を、彼方フツチを少し、此方コツチを少しと喰さして、凡そ半分ほど食て、膳を下るを見て、一人の書生が申すには、些チホと其膳を御見せ下されと、つぐづぐと見て、是はけしからぬ。君の食事は何なることである。僕杯の浅き了簡を以て申す時は、此塩引の食残しは、明日頂戴ヒタキまされたならば、然るべき事である。然るにさもなくては、彼鮭は捨てしまつて、もつたいない費フイエと成ます。先刻君が御話では、費ほど無益な事はないと仰られたが、

此鮭の食散は、如何な訳で有ますると申すと、一人の書生の答に、僕が了簡は、師の教に隨て、少しでもひかへて食ますると、國中では多分の事と成ますから、夫が積つては、飢饉を防ぐの足合にも成らうかと存するであると申すと、一人の書生の申には、夫は尤な事じやが、かやうの食散しは、誰有て食る人もあるまいである。されば大猫の口腹を養ふまでの事であらうかと存する。犬猫の食物には、鮭の塩引は分に過て如何と存する。僕などの了簡では、折角の主人が御馳走じやに依て、あくまで食て、明日宅へ帰ては、まづ当分の内は、何が無ても飯と汁で済すつもりである。さすれば当家の主人が、御馳走の甲斐もあり、また我が家の勝手元の足合と成て、夫が積ると、飢饉を防ぐの足合にも成らうかである。君のなさり方と、僕が了簡とは雲泥の違ひである。先づ君は此鮭は何處から來ると思召す。これは蝦夷松前の方から來る品である。夫を思へば、容易に得られる物ではない。夫をたやすく得られると申すものは、君恩でなければ出來ぬ事である。夫は当家の主人が、御客に鮭の塩引を振舞たいと思ひましても、蝦夷松前まで買には往かれ

ませぬ。夫を居ながら半分でも一と切でも、好なほど求められるやうに成て、日本國中どこの國にも、往き渡つて有と申すものは、君恩の有がたい処で、送状一本で、前金でも、荷物の来ない例がなく、後金でも荷物が届いて金を払はなひ人がない。爰が御上の御政事が行届いて、横さまな事をする人がない故の事である。是を思ふと、君恩の有がたい事がよくしれます。又此鮭が君恩ばかりでは、我々が口には這入ませぬ。神様の御恩もある。夫はいかほど鮭が食たいといふても、神様が生じて下さらなければ是非もござらぬ。夫を彼地で沢山生じると申す物は、蝦夷松前のやうな不毛の地では、何ぞ産物がなければ、人の生活がたゝぬ。その生活の立つやうにと、神様がして下さるのである。して見ると主人の御馳走の鮭は、おろそかにはなりませぬ。神の恵みと、君の恵みと、主人の恵みと、此三つの恵で食られるやうに成た物である。夫をかやうに食散し、つゝきちらして、膳を下るといふは、余り恩頼をしらぬと申す物ではござらぬか。いかゞであるといはれて、一句も出ないで赤面致したと申す話がありますが、尤な事で、神恩と君恩とをしるに

は、是はよい話である。是等の處を篤と承知いたして、敬神と皇上を奉戴するとの心を、ふり起すべきことである。例

八、日本紀ニ云、勅ニ皇孫タマハ曰ク、葦原タマハノ千五百秋之瑞
穗スメミツノ國カハ、是レ吾カ子孫可ミコトレキ王タル之トコロ地也、宜ク爾イマシ皇孫
就テ而シラス治ムカヒヤミサカハ焉アマツヒヤミサカハ、行キタマハ矣アマツヒヤミサカハ、宝アマツヒヤミサカハ祚ミサカハ之シテ隆ハシタシ當シテ下シテ与タマヒキ天トコロ
壤トコシナヘル無ナシ窮ハシナヒキ上タマヒキ者アマツヒヤミサカハ矣アマツヒヤミサカハ。

今読上たるは、天照大御神様の詔である。此詔に依て、御教則の内、皇上を奉戴し朝旨を遵守すべき事を、聊か演説致します。扱この詔は、天照大御神様、高天原に於て、皇孫邇々杵の命様に、此の葦原の中つ国へ下り坐して、天下をしろしめせと申す詔である。千五百秋の瑞穂の國とは、此の皇國は、稻の穂の瑞々しく、結構に出来る國じやと申す事である。天壤アマツヒヤミサカハの与タコシナハ無窮ナシなるべしとは、天地のあらんかぎり動くことなく、御子孫の次々御相続あそばせと申す事である。此詔に依て君臣の差別が立て、君は愚といへども、臣としては是をとやかくと評議すること

能はず。畏り奉仕ツカムて、君を輔佐ツカムし奉り、臣は賢といへども、君となること能はざる、御撻を御立遊ばされたである。爰を以て吾が國は、此時よりして今に至るまで、皇統一系にして、天下を御治め來つたである。爰が吾國の有がたい處で、漢士天竺カその余の國々では、王が愚だと、臣が軍を起して、君を凶して位に即く。其軍の度毎に、下も万民は難儀致すである。是の處を比べて見て、天照大御神様の、この詔のありがたいことを、承知致して、此詔の如く、君の御上シウヘを議することなく、仕ハ奉るべき事である。また吾が天子様は、此世界を御照し遊ばず、天照大御神様の御子孫様の御正統で、天上より此世界へ御下りなされたる御方様で、外国の王とは、訳がらが違ひます。凡そ天下にありと有る國々、天つ日の光の御恩を受ざる国はないである。して見れば其御光を御放ちあそばず、天照大御神様の御子孫なる、吾が天子様をば、何の國の人も、吾が國の人の如く、尊敬せでは叶はぬ道理である。天子と申す御名称も、天つ神の御子と申す義で、此称は、吾が國の王様御一人の上に限る御名である。心ある者は、仮初カリツにも外国の王を、天子などとは

いふべき事でござらぬ。かやう申したばかりでは、合点のゆかぬ人々があらうに依て、いま一とわたり委く申さうである。其天照大御神様の御國と申すは、高天原と申て、今見る日の事で、俗に申す天道様の事である。其御光は、天照大御神様の御身より発する光である。然らば天照大御神様は蟹のオホキなるではないかと、思ふ人もあらまい物でもないが、決してさやうな訛ではない、貴い姫神様である。扱その天つ国の出来たる始は、造化の三神の、造化の御徳に依て、空中に一つ物が生じて、その清明なる物は昇て天となり、重く濁れる物は下つて地と成たである。此の天即天つ日で、いはゆる高天の原である。是を下から見ると、火の玉の如く見ゆれども、火の玉ではない。一つの国である。是は古伝説じやに依て、少も疑はない。夫を人智の推量を以て、火の凝た物じやの、陽の凝た物じやのと云のは、理に当らぬ事である。是を国じやと申す事は、日本ばかりでなく、漢にも、天竺にも有ます。天竺の説は、長阿含の世記經に、日宮殿ハ縦広五十由旬、宮殿四方遠見ノ故ニ円シ、二分天金一分ノ頗瓈、内外清徹シ光明遠照ス、正殿純金ニシテ高

サ十六由旬、日天子身ヨリ放ニ光明一照ス于金殿一、金殿ヨリ光出テ照シ于日宮ヲ、日宮出レシテ光照ス四天下一、と有ります。此文に日天子身ヨリ放ニ光明一とある。これは天照大御神様の御ことを申す。彼國の古伝説と存るである。また漢土の説は、雲笈の日月星辰の部に、縱広二千三十里、金物水精量レ於レ内、流光照レス於レ外、其中ニ有ニ城郭人民一、と有である。かやうに外国にも古伝説が有て、火の凝た物だ杯と云説は、昔はなかつたである。又火の玉でない証拠は、高山の嶺に雪があるので知れます。又火の熱さは限りが有て、遠方まではあつくな。夫はあんどの光で、家内中が真光でも、あつくもなし、物をほしても乾ないで知れます。是を日の光は、光の及ぶ限りはあつくて、物をほせば乾ます。是が天照大御神様の御徳の尊ひ処で、其御光は大地へ照通ります。忽ち熱をかもす事、粧を造るが如である。扱天照大御神様の、御誕生のいはれを尋ねますれば、伊邪那岐、伊邪那美の神様の、御夫婦の中に、火の神迦具土の神様と申す、御子様が御生れなさる時に、御母伊邪那美の神様が、その御子様の為に、御身を焼れて、その惱の有様

が見ぐるしき故に、伊邪那岐神様に、七日七夜の間、私の姿をごらん下さるなど申て、岩穴へ御こもりあそばして、御いでなさりまするを、怪異く思召て、御らん遊ばしますと、夫を恥かしく思召て、人の往来のない、此国の大辺にある夜見の国といふへ、おいでなさりました。夫れを伊邪那岐の命様が御迎においでなされました。扱

その夜見の国と申は、此地球の下辺にある国ゆゑに、至て穢い国である。其の穢い有状を伊邪那岐の命様が御らん遊ばして、その穢を畏れあそばして、早々此の国へ御還り遊ばされて、日向の国橘の小門ワドと申す処で、その穢を払はんが為に、滌身ミシキを遊ばされたる時に、左の御目を御洗ひなされたる時、天照大御神様御誕生あそばされて、御身に御光が暉ておるでなされたるに付、高天原をしろしめせと詔が有て、天へ送り上奉て、永く高天原をしろしめす事と成て、夫より以来今の如く、天津日の御光で、世間の人が其御恵みを受て、今日生々いたす事に成たである。なんと此御恩は深ひではござらぬか。其上天下を御治め下さる。是また深い御恩である。扱その天

照大御神様は、何れの御方様と、御夫婦に御成あそばされて、御子様が御出生なされたと申すに、天照大御神様は、造化を主宰する神様じやによつて、夫婦の中に御出来なされた、御子ではないである。其訳を聊か申さうならば、伊邪那岐の命様が、彼みそぎを遊ばす時に、左の御目より天照大御神様御生れあそばし、右の御目より須佐之男の命様御生あそばして、各御身に光明が赫々として、御生遊ばされた。是によつて天照大御神様には、高天原をしろしめせと詔が有て、御送上奉り、須佐之男命様には、此地球上の国々をしろしめせと詔が有たである。然るを須佐之男命様は、御母の國、根の國へ御往なさりたいと仰せられて、御泣なさる故に、然らば思が隨にゆけと、伊邪那岐の命様が仰せらるゝと、然らば姉の命に御目にかかり、其事を申上で、其上根の國へ罷り越さんと申て、天へ御陟り遊ばされたる時、須佐之男命様の勇気が励ハジくして、天地振動して、其の音鳴はげしく、是に於て天照大御神様、大に御驚有て宜く、我が弟の來ること善心に非ず。必ず我が國を奪はんとて来るな

中に置て、須佐之男命様に其由を御問あそばさるゝと、その御答に、吾れに左様の悪心なし。只永の暇をこはん為、はるぐと雲路を分て上り来つるに、却て姉の命の御怒を蒙らうとは存じませぬと、御歎息あらせられると、天照大御神様の仰せられるには、「汝マシが心の清く明き事は、何を以て知るぞと御問遊ばさる」と、誓て御子を生んと御答有て、清く明き心ならんには、必ず男子を得んと誓を立られまして、まづ天照大御神様の御頸玉の、御統ミスマルの玉を請取て、天の真名井にふり滌ソギて、咀碎カミクダキて吹なす氣吹イブキの狹霧サギリに、成生ナリマセる御子の御名を、正哉吾勝勝速日天の忍穂耳の命様と申す。此命様の御子様を皇孫邇々杵の命様と申すである。此御子様を天上より御下し在て、地球上の王様となされたである。是即御代々の天子様の御先祖様である。叔爰に誓て子を生むと仰せられたることを、何方に於ても疑はしく思ひまするが、是は造化の神様でおゐでなさりまするに依て、かやう仰せられたである。叔ドナこに天照大御神様の仰せらるゝには、其生れたる男子は、物実モノガネ我が御統ミスマルの王に依て生れたらば、オノフカラ自我が御子なりと仰せられて、御育あ

そばされたるに依て、天照大御神様の御子孫様とは申である。此の皇孫邇々杵の命様、日向の高千穂の峯に御下り在て、蒙昧の民を導き、夫より五穀の種、また蚕桑及び、民の為に無て叶はぬ物は悉く御整オトノメあらせられ、或は山を平げ、或は水を流し、或は池を作りて、民を育ハグクみ、何一つ不足なく、心安國ウラヤスニと名にあふばかりの、大業を立られたである。此御大業を御立遊ばされたる事に付て、一と通り申す事がある。夫は斯の如く蒙昧の民を導き、世の間に無て叶はぬ物は、悉く御整へあらせられて、民を御育ハグクみあそばされたと申すものは、畢竟我が為に遊ばされたる事、我が為は即人の為、人の為は即我が為である。是は天子様の御大業ばかりではなく、世間の事が皆斯の如くで、始て業を開いたる者あらば、其の流を汲ものは、本に報はねば叶はざる理である。じやに依て天子様の御大業の御恩は、下万民子々孫々に至るまで、忘れては相済ぬ事である。叔吾が天子様は、段々申した通り、世界を御照し遊ばさるゝ、天照大御神様の御子孫で、天上より御下り在つて、此土の王様と御成遊ばされたる訳じやに依て、外国の王とは、天地懸隔の相違ある

事を篤と承知致して、外国の王は、其國の其時の王、我が國の天子様は、此世あらん限の王様で、此國は万代不易の都の地で、実はあらゆる万世界の大王である。さすれば、國も万國の宗國で、神代の時に伊邪那岐、伊邪那美二柱の神様の生成^{ウツシナシ}給へる國で、別段なる國である。然るを我が皇國は、國が小さいに依て、^{オヤジニ}祖国ではあるまい。又外国人は物に巧^{ダクシキ}で日本人などが及ぶ處でない。祖国にしては、こゝらの処がいかがじや杯と云ふ人があるまい物でもないが、夫はいまだ考のいたらぬ處で、小くても玉は玉、大くとも瓦は瓦で、物の尊卑は、大小にはよらぬである。たとへ外国が大きからうが、人が巧^{ダクシキ}であらうが、我が國は祖国じやによつて、広い國で物が十分に出来ると、自然と此國へ回^{マツツ}て来るやうに、神様がして置て下さつたに依て、巧なる人が出来れば、吾が朝へ來りて、夫々御用にたつ。こゝが祖国の証拠である。譬ば王の京師は、西京でも東京でも何れにしても都下の里數は、二里か三里だ。夫に付て產物も高がしれてをる。又名ある人物も沢山は出来ぬ。したが王の都の尊い証^{シルシ}には、加賀や奥州の如き大国で、產物が沢山に出来ると、

王の都へ自然とで、き、又国々に名人が出来ると、王の都へ招かずして出でくるである。是と同じ理で、日本は世界中の都で、万國の王が、夫れ々の珍しい物を貢奉り、或は代るぐ^{ヨイ}外国の王が來るといふは、參勤交代する事と見るが宜^{ヨイ}である。しかるを日本は小国じやに依て、事がたらぬと思ふは心得違ひである。吾が一身の内でも、尻が一番大きいが、さしたる功もない。頭は小くとも、惣司だけの事が在て、目で物を見、口で味を知り、鼻で香をかぎ、耳で声をきく。こんな調法な処は外にはないである。しかるを地球の図などを見て、日本は亞細亞洲の島国のやうに思ふは、譬如人の体を見て、頭は背中の瘤じやと云が如くで、愚なる極^{キハシ}である。

九、三箇条の御教則の内、愛國と申す事を、聊か演説致します。扱愛國と申す文字は、持統天皇様の詔に、朕嘉^{ヨシス}ニ厥尊ヒ朝^ヲ愛^{レシ}國壳^{レテ}己^ヲ頭^{スコト}ヲ忠^ラ、と有まして、是は筑紫の國上^{ツヤ}陽咩^ノ郡の人、大伴部博麻^{ヒロマ}と申す人が、天智天皇様の御代の三年に、百濟國を救の役に当りて、其勤中に同勤士師^{ハシ}ノ富杼^{ノフ}といふが至て困急なるを惠で、

己が身を売り本朝に還ることを得せしめし、其功を御賞し遊ばされたる御言葉である。扱尊レヒ朝ヲ愛レ國ヲとは、長い間百濟国に滞留して、天子様の仰せじやに依て、百濟の為筋に骨を折り、勤功の立た上には、一日も早く国に還りたいと、同勤土師の富杵等と共に計り、天子様の事を思ひ、國の事を思つて、他國へ恥を残さないやうにと、勤められたる事を、是を尊レ朝愛レ國とは申すである。扱この愛國と申す事は、何れの国の人も無て叶はぬ事で、己^レが國をさしおき、他^レの國を愛するといふことは、理に於て無い事である。殊に我国は、伊邪那岐、伊邪那美の神様の生なし給へる國で、万事の物が外國に勝つて、悪い物が少く、善い物が多い。此日本は外國と違ひ、一箇国でも此國は住にくいと云國はないである。夫れ故都で生れた人も、山國に移つて住居する人も随分あるである。しかるを、外國は都と田舎とは、天地懸隔の違いで、山の中には猛獸が多くて人に害をなして困る事が多いである。此の弁別を篤と承知致して、外國の學問をするからとも、魂をば、いはゆる日本魂にして、外國を愛さぬやうに、この愛國の義を守らなければならぬである。

夫に付て御聞せ申す文がある。夫を読まするから、篤と御聞が宜いである。天之所レ覆地之所レ載、万國森羅而萃夏蛮貊分^ツ焉、何^ヲカ謂フ萃夏^ト、四時行ハレ百物生シ彝倫叙シテ而風俗醇^シ、是為ル人之人也、何^ヲカ謂ニ蛮貊^ト、其所レ戴之天五氣不レ順布也、其所レ履之地、五穀不^ニ並生^セ也、其食則腥羶、而其服則左衽、輕^ニ賤シ君父^ヲ崇^ニ重貨利^ヲ、纂弑相踵^キ、争奪不^レ絶、是為レ人之物也、人之人ト^ニ人之物^ト、其尊卑妍醜之相懸^{ハダシ}、不^ニ亦彰然^{トシテ}著明^{ナラ}乎、維^ニ我^カ神聖之域^ハ、拠^リ帝出之宸位^ニ、鍾^ニ乾元之精萃^ヲ、淳厚成^ス俗^ヲ、忠武^ヲ為^レ道、而君臣之義ハ猶シ父子之親、是以皇統一姓、鴻基不^レ動焉、求^ニ之^ヲ万國^ニ未有如レ斯之美且^シ正者^ハ、猗歟盛矣哉、これは大橋順、号を訥庵^{トツアン}と申した儒者の、元寇紀略の序文の初段である。扱此文の意は、天の雨露の^{ウルオヌ}濡^ヘを以て覆ところと、地の山川草木を載るところ、万國森羅して、空に星の有が如く多い。其中に萃夏と申て、よい國があり、蛮貊といふてわるい國がある。何をかよい國といふぞとなれば、四時の氣候が正しく行はれて、是ぞ無いと云物がなく、百物生じ、彝行^{ノゾ}ふべき人の道が立て、國の

風俗が厚い。是が人たるの人と申すものである。夫で又何をか悪い国といふぞとなれば、其戴く所の天は雨風暑寒暖の、此五の気候が不順でまたその履ところの地は、五穀が出来ず。其食物は獸肉の腥ナマグサもので、其服は左衽て、君父を軽しめ賤しめて、利を貪ることを重じ、君を弑し位を奪ひ、互ひに勢を振つて争乱がたえず。是は人にして人にあらず。物といふものである。夫で人たるの人と物たるの人と、尊卑もよしあしも、爰で明に分る。時に神孫の御歴々の所知シヨンシメす此の国は、西洋の方から見ると、昔漢土でいふ、帝王の出たといふ、易の震の卦の方位に当つて、東方にある国じやに依て、是が帝國といふ國である。鍾ツノ乾元之精萃ヲとは、易の彖伝に、乾元万物資リテ始リとあると。又文言に、乾元者始而享ル者也とも、元者善之長也ともあるが如く、善事を芽せる基に本付きて人情が厚く、夫が習はしと成て、忠武を道とし、君臣の義は、父子の親の如く、離るべき物でないと道が立つた。是を以て君の御血統が永く続いて、天子の位が動かぬ。是を万国に競カバて見ると、此やうな結構な国が有うかと、求るとありはせぬ。ア、よき事の盛なる哉と、

歎美したる文である。實に此文の如く、よい國である。しかるを外国の學問ばかりをして、自國の事を知らぬ人は、こゝらの訳を存せずして、我が國を小国じやに依て、広い西洋から見ると、事がチイナ小くて不自由のやうに思て居るは、愚な事である。西洋などは國が広すぎて、却て便利が悪いである。夫に付て御嘶申す事がある。夫は明治六年六月、百七号の新聞雑誌に、外國新聞に、亞弗利加の内地には、いまだ人跡なき処少からずして、毒蛇猛獸の類甚だ多し。殊に小虫の中に、ロカスと云虫あり。此虫至つて微渺なれども、沙漠の中に生して、富饒の地に群飛し、到る処植物を食尽して、殆ど一青葉を見る事なきに至る。或時土地の政府、兵を出して、三十三万五千フシユル、凡我五万八千五百石計余を、捕へたれども、遂にこれを尽すこと能はず、脚下の塵埃も、尽く蝗かと疑はる、程なり。アラビヤ人の説に、此虫の形たるや、頭は馬に類し、胸は獅子に類し、足は駱駝に似て、腹は蛇の如く、尾はスコルピオンに類せり。且つ其両翼の上に、アラビヤの文字にて、我輩は鬼神の軍にして、各十九の卵を生ず。若し今一を以て百とせず、全世界中の

生類を食尽さんと記せり。西洋にて獅子虎大象の如きは、人力之を制すれども、此の小虫は人力の能尽す所に非ず。實に奇怪なる虫なりと云り。此一事を見ても、我が皇國に劣れる事を知が宜である。扱漢土は西洋各国に競ぶれば、よき国なれども、夫も皇國に比ぶれば、大に劣て居ます。其事を一寸申さば、禮記に、孔子過^ク泰山ノ側有婦人哭レ於墓者而哀シ、夫子式ノ而聽^ク之ヲ、使^{シテ}子路^ヲ問^レ之ヲ曰、子之哭^{スル}也^{老ニ似タリ}、重^テ有レ憂者^一、而曰然、昔者吾舅死^ス於虎、吾夫又死^ス焉、今吾子又死^ス焉、夫子曰^ク何^{スレ}為不^レ去也、曰無^ニ苛政^一夫子曰、小子識^レ之ヲ^{苛政猛^レ於虎也}、とあります。此文の意は、孔夫子、子路と申す弟子を供に連て、泰山といふ山の側を通らる、時、婦人が墓所に哭て居る。其声が至て哀^クきゆゑ子路を遣はして、その泣く所以を尋らるゝと、其の婦人が申すには、先年私の舅が、此山の麓で虎に喰れて死ました。その後又私の夫も虎にくはれて死ました。此ん度また私の子供が、虎に喰れて死ました。夫でかなしうござりますと、申しまするに依て、その由を子路が先生に申上ると、孔夫子その婦人

に向つて申さるゝには、なぜ又三人も虎に喰はれて死るまで、其處に居て、他處へはなぜ去なんだと問ひますと、その婦人の申には、此の土地は苛^{セイ}政^カがなくて、御年貢は安し、夫故よそへ行く氣になりませんで、とうぐ三人ながら、虎に喰れて死ました。夫れで哀しうござりますと、泣々申し上る故、夫^{ハサシ}で孔夫子が、其言を子路に記しておけ、苛政は虎よりも猛^{ハサシ}と仰せられたである。此一事に依ても、漢土などは住に^クい事がよく知れるである。山國は虎が居て、かやうな難義な事があり、また虎の居ない土地の開けた處は、苛政と申て、政事が辛くて、年貢が多くて住にくひ。孔夫子が、此婦人の話を聞いて、苛政は虎よりも猛^{ハサシ}と歎息致されたで、彼國のやうすを知が宜である。日本は国がらが宜い故、国は小くとも、產物が多い故に、苛政はなし。山が有ても虎は居ず。これほど結構な国はないである。じやに依て此皇國に生れた人は、國恩を忘れては済ぬである。

十、日本紀^二云、乃^{コトアゲタマバ}興^ソ言曰^ク、上^ツ瀬^{セハセハヤシ}是^{太疾}、下^ツ瀬^{セハセ}是^{太弱}、便^チ^{ソ、キタマフ}濯^ニ中^ニ瀬^{セハセ}也、

今読上たるは、伊邪那岐の命様の御言葉である。是は伊邪那岐の命様、根の国に御往遊ばされて、其國の穢に触給へるを、禊して其穢を祓はん為に、其禊の御場処を、御見立遊ばされた時の、御言葉で有ます。扱上津瀬とは、豊前の國の早鞆浦の海水の逆巻処をいひ、下津瀬とは、何處とも知れがたい。中津瀬は、日向の國橘の小戸を申します。扱この中津瀬に禊し給ひしに付て、人道の事を聊か申します。まづ人の行ふ道の事に付て、第一に心得おくべき事が有ます。夫は何だと申しますと、上中下三つあります中の事で有ます。夫が此の伊邪那岐の命様の、上つ瀬の疾きと、下つ瀬の弱きとを御捨なされて、程よき中津瀬に禊あそばされた、こゝである。世の中の事は、中ほどの程よき處でなければ、他の為にも我が為にも都合が悪いである。爰を先つ第一に心に、チヤンと留置ねば成ませぬ。じやに依て伊邪那岐の神様も、こと更に興言して曰とは、仰せられたである。此の言舉と申は、心に思ふ事を声に挙て、世の間の人に知らせることを申します。扱我が思ふ事を声にあげて、世の間の人に知らせやうとする事は、余程大切な事でな

ければならぬ道理であります。じやに依て言挙といふことは、猥りには出来ませぬ。夫を言挙すると申ものは、後世へ伝へて、恥かしからぬ教訓の筋でなければ、言挙は致さぬである。古の人は、こゝをよく謹みまして、言挙せぬ故に、我が國の事を、言挙せぬ國と申します。

夫は万葉集の歌に、アキツシマ 靖嶋倭之國者、カムガラト 神柄跡言挙不為國、コトアゲヌ 言挙不為國、シカレドセ 雖然吾レハ者事上為云々、といふ歌が有ます。扱此

歌に、しかれども吾れはことあげすとは、いふべからざる処なれども、止ことをえず申しまするといふに、相当りまする。かくの如く言挙と申すことは、容易ならざる事を申す言であります。さすれば此中をとりまする事は、大事のことである。是は吾国ばかりでなく、漢土も天竺アーリヤも同じ事で有ます。漢土は御存じの通り、中庸といふ書が有つて、喜怒哀樂之末レ發謂之中、と有て、私の無い処を中と申ます。天竺の説は三諦といふ教があるて、其中に中諦といふが有まして、中諦者統ニ一切法ヲと説まして、其次に真諦者ホロボス 法二切法ヲと説き、其次に俗諦者立ニ切法ヲと説て有ます。夫で挙レハ一ヲ即三、非ニ前後一也と説て有ます。真諦の真は、信

といふ字だ。俗諦の俗の字は俗人の俗の字だ。夫で真諦者泯ニ一切法ヲといふが、夫に違ひない。世の間に誠といふ物を持出して競べられては、偽者や空言では通らない。夫で一切の法が泯^{ホロビ}てしまつて、眞の宗旨が行するかといふに、左様はいかぬ。俗諦といふ俗人が有て、己が智慧がない物だから、己が心で物の極^{キハメ}がつかない。一切の法を立ていろ／＼な事を信じて、儒^{ブカ}やら仏だやら神道だやら、ムチャクチヤの人間が、かやうな人に眞の事を語つて聞せると、却て疑を生じて信じない物である。總て誠と申す物は、正味ばかりで、色もないが香もないから、中人より以下の人には受取にくい。夫でどう致しても中でなければなりません。当分は此中を以て御政事を遊ばざる、故、一箇の宗旨では何事もいかぬである。じやに依て神官と僧侶と中よく付合て、説教を致すやうになりました。是より段々開化致してまいりまして、僧侶と神官との中を取て、散髪が大分行はれます。物ごと中でなければなりません。朝夕の食物も、こわいと、やわらかいとの間の中が宜うある。塩かげんも其通り、からいと、あまいとの間の中が宜うある。立身出世

も其通り、昇りつめると又下るばかりじや。上ると下るとの中に居ますると、いつまで居ても安々と居られます。其外かぞへ立ますれば、中でなければならぬことは沢山ある。夫で各々方に此中を篤く承知致すやうに説教いたしたい事がある。夫は世間に君臣の中、親子の中、夫婦の中、兄弟の中、朋友の中、また商人中間などいふ中は、皆上中下の中でありまして、君臣父子夫婦兄弟は、遣ふ人と、つかはる、人じやに依て、天地懸隔の相違が出来るである。夫で其中を取て、上からも下からも勘弁を付て、互に運^{ハコ}を付て見ると、丁どよき程に参ります。譬へば一尺の物なれば、上から五寸下り、下から五寸のばると、丁度真中の中に参ります。夫で中のよい君臣、中のよい親子、中のよい夫婦、中のよい兄弟と成ます。夫を君は君だと云ひ、親は親だと云ひ、夫^{オツト}は夫だといひ、兄は兄だと云つて、りきんで見ると、臣は臣だといひ、子は子だといひ、婦は婦だと云ひ、弟は弟だと云つて、何事も目上の世話になる積^{ツモリ}でをる。左様なつて見ると、上と下とが大相^{タインガ}に隔て、夫で中の悪ひ君臣、中の悪ひ親子、中のわるひ夫婦、中のわるひ兄弟と成て、人

の道に叶はぬ事となります。殊に嫁姑などの中は勘甚^{カンザン}である。御互に中を取て、中のよい嫁姑じやと、世間の人にも誉られるやうにしたいものである。朋友の中も中間同士の中も其通り、自分勝手の私を去て、互ひに歩行^{アユビ}合さへすれば、是も中ほどに運^{ハコヒ}が付ます。是を中のよい友だち、中のよい中間と申すである。此中によります事を、伊邪那岐の命様が、言舉^{コトゲ}して教へ置れたである。是を以て御代々の天子様に於ては、此中を以て、世の間を御政事遊ばされたる事は、数^{カツ}へ尽されぬ事である。其の一を申さば、天の兒屋根の命様の御子孫に、中臣の朝臣といふ姓を賜りて、神事のことを御ん委ね遊ばされ、専ら神祭りの事を御任に相成たである。其神祭は、政事の源で有ます。爰を以て神祇官を、諸官の上に置き、此の中臣の朝臣を以て、神と人との中を取て仕へまつらしめ、又君と人との中を取て、万民をして君に仕へしめたである。扱中臣とは、中取臣^{ナカトリオミ}と申す意の言葉である。夫で此の中臣の朝臣は、各方も御存しの通り、中臣の鎌足公を始として、世々中臣氏は、朝政を取て、天子様にも用ゐられる物である。夫で祭政一致とは申すであ

る。中と申すことは、あら／＼如レ斯である。時に今一つ御嘶し申す事がある。夫は私の家に伝はつた盃がある。此盃を中とれ盃と申します。夫を一寸御目にかけます。此盃は漢土で陶淵明と云儒者が、造たと申す事である。此儒者は、酒が好で、詩が上手で、菊を愛したといふて、よく人の知て居る人である。夫で此の盃を陶淵明が造た訳は、どうした訳じやといふに、此の盃は酒を入れなければ、起て居ない。是を酒すきの人が、酒を呑ないで居ると、鬱氣して寝眠なつて、起て居られぬに譬へた物である。此盃に酒を半分ほど入ると、起て居る。是を酒好の人が、程よく呑で居ると、気血の順環がよく成て、鬱気が開いて、陽気が發して、寝ては居られぬに譬へた物である。夫で又此盃に満盈^{イッパイ}入れると、又倒れて仕舞^{シマフ}である。是を酒好な人が十分に呑と、酔て何もかも忘却して、其の上へ起てゐられぬに譬へたものである。是は酒呑を戒めの為に造た盃で、十分飲など申す事で、此の盃が半分入れば起て居るは、前申た通り、中でなければならぬ事を示した物である。扱此の盃を陶淵明が造た本とは、齊の桓公が廟に奇器といふ器が在て、夫が平生はねて居る。

夫に水を半分入ると起る。又十分に満るまで入れると、又倒れる。是を孔子が試て感心致された事が、孔子家語に載てある。此の奇器は桓公が座右の器で、死だ後に墓に納めた物と見えます。此器を桓公が愛した訳は、ヤツパリ世間の事は中でなければ、立ちがたい事を示した物である。夫を陶淵明が写して、盃に造った物である。只今其の仕方を御目にかけます。是はなんと酒好きな人は、よい戒ではござらぬか。何の国でも中は尊むである。

十一、日本紀ニ云、天皇順ニ考シテ古道ニ而^{ナシタマフ}為レ政^ヲ、

云々

是は人皇三十六代皇極天皇様の、御政事ぶりを御書留に成た御文である。此御文に付、三条の御教則の内、敬神と申す事と、天理人道を明にすべき事と申すことを、演説いたすである。扱古道に順考するとは、古道を求め考るの義である。古道とは、儒道も仏道も渡らぬ前の、古道の事で、神様の御伝へ遊ばされたる、神道の事である。夫は此御代に旱て、水が無て百姓が困た事がある。其時蘇我入鹿等が、仏法に依て雨を祈た処が、サツハリ験が

ない。夫で皇極天皇様が、仏法で雨を祈ることを、御渟止あそばされて、御自身に南淵河といふ河へ御往あそばされて、神道の法を以て、天神地祇に御祈りあそばされた処が、忽大雨が降て悦だといふ事が日本紀に記して有ります。ナント難有い事ではござらぬか。して見ますると、天下の事に抱^カはる大きい事は、神様の御恵でなければ、ならぬと見えます。何卒天下の人に、爰の処を篤と承知いたさせて、外国の法に於ては、慥なる永久の益のない事は自分の心で禁止して、決して為まじきこと^(とか)、心に錠を下して、さて古道の難^レ有い処を、一年に一つづゝ覚えて、物心を知た十五の年から、六十一の一周期の年まで覚ゆると四十六品覚える。拙者もかやう心掛て居まするから、神様の教の趣、また神様の御伝へ遊ばされた神伝で、漢方や西洋方で及ばない、奇妙な法を知て居まする。其中に馬鹿な男を、利口にする法と、醜婦^{ワルイナ}を美女にする法とがあります。かやう申すと、何を山言を云ぞと、思ふ人もあらうが、経験した上の事で、浮た事ではないである。愚なる男を利発にするは、学問を為るに在まする。醜婦を美女にするは、別に

一法が有ます。然らば左様な事が、神伝に有かと御尋
なれば申します。古事記ニ云、於レ是八上比売答八十神
ニ言、吾者不レ聞汝等之言ハ、將レ嫁ニ大穴牟遲神ニ故レ爾ニ
八十神怒テ、欲レ殺ニ大穴牟遲神ヲ、共議而至ニ伯伎之国
之牛間山本ニ云、赤猪在ニ此ノ山ニ故レ和礼共追下リ者汝
待取レ若シス不ニ待取者、必將レ殺レ汝云ヒ而以レ火燒似レ猪
大石而転落、爾追下リ時、即於其石所ニ燒著一而死爾其
御祖ノ命哭患而、參上于天、請ニ神產巢日之命一時、乃
遣蟹貝比売、与ニ蛤貝比売令レ作レ活、而蟹貝比賣岐佐
宜焦而、蛤貝比賣、持レ水承而塗ニ母乳汁一者、成ニ
麗壯夫^{ラトコ}而出遊行矣、と有ます。此文の意を、俗語を
以て述て見やう物なれば、因幡國に八上姫と申す、よい
女子がござりまして、夫れを大穴牟遲神様の、庶御兄弟
に八十神と申て、沢山御兄弟がありました。此方々が、
八上姫様の、いはゆる別品なる事を聞及んで、夫れを女
房にする積^{ツモリ}で、御出なされた。其時大穴牟遲の神様を
ば、従者にして御つれなされた。扱八十神等が面々其事を
を、八上姫様へ申し入た処が、私はあなたの方の御話は不
承知でござりまする、私はあなたの方の御供に御連れなさ

りました、大穴牟遲神と、夫婦になりたいと存じます
と申て、八十神等の申す事は、更に御承知が無かつた。
処で八十神等が、大に腹を立た。だが女に嫌はれて腹を
立て見た処が、ドウモしかたがない。処でそのトバツチ
リガ、大穴牟遲の神様の方へ、かかつて、此野郎を活し
て置くと、おらが方へは靡^{ハシマ}かない。いつその事に、殺し
て仕舞か、又は焼^{ヤク}處にでもして、顔も何もメツチャクチ
ヤにしてしまつたら、夫^{ゾコ}で八上姫があきらめて、おらの
方へ靡^{ハシマ}くまい物でもないと、浅はかな了簡をだして、伯
伎の国の手間の山といふに、猪に似た石が在るを、これ
幸ひと計策を構へて、其石を真赤に焼て、夫^{ゾコ}で又大穴牟
遲の神様にいふには、此の山に赤い猪がゐるから、夫れ
をこんどとらうと思ふ。夫^{ゾコ}でおらは山の峯から、其猪を
追落すから、御主^{オヌシ}は独りふもとに居て、猪と見たなら
生捕にしろ、若し取りにがすに於ては、其方が命を取る
ぞよ、ナント甚^{ヒビ}い事を云ふではござらぬか。夫^{ゾコ}で大穴牟
遲の神様は、其猪を取そこなふと、一命を取られる事だ
から、一生懸命に成て、今や^{ヒヒ}とシヤに構へて待て居
ると、山の絶頂より、猪^{ブロ}が転び落て、下で来まするから、

ドッコイしめたりと抱き止ると、猪にはあらで、焼石でござりました。可愛さうに大穴牟遲の命様は、其焼石に焦付れて、御死なされました。扱々可愛さうな事を致しました。夫で御祖刺國若姫神様と申す御方が、其焼石に焦付れて、御死なされました事を、深く御歎きなさりまして、天津国へ御上りなされて、神皇產靈の神様に、其事を申上ると、蠶貝姫キサガイヒメと蛤貝姫ワカガイヒメとを、御下し有て、此の姫等の持来る、蠶貝と蛤貝とを黒焼にして、夫を御母の乳でといて付ると、忽ちその焼處の、ヒツツリヒツカリが治つて活かへつて、本の如く美男ヨイヲトに成つて、遊んであるいたと申すことである。ナント神様の御療治の仕方は奇妙不思議なことが有ます。私の方は、是とは違て居まするが、若い女子なれば、醜婦も随分美女になります。かやうな事は、神道に心がけて、精心をこらします。かやうな事は、神様の御惠で、いろいろな御夢想を蒙て、人を助ける人は、世間に沢山あります。扱私も当年六十四歳で、髪の毛も白くなり、歯もあらましかけて仕舞ました
歯もかけない事を承知致しましたが、今に成てドウモ仕

様がござりませぬ。扱説教が脇道へ這入て、ひまとりました。皇極天皇様の思召の如く、古道に順考して、万事を取行ひ、神様の御恩恵を受て、古への人の如く、命も長いやう、力もあるやう、奇妙な事も出来るやうにしたい物である。扱古道を順考すると申すと古の学がないと、些チと難い事で有まするが、夫は古の事を語る人の話を聞いても、心さへ正しければ分る事で有ます。其心を正くするといふは、誠であります。其誠を尽すといふには万事かざりを捨て、正味の処へ取り付を申します。一寸一言申さうならば、當時髪は散髪が流行である。爰が飾カサリのない古の風である。尤物を飾る事も、其筋に依て、無くてはならぬ事も有ます。夫は他の為にすることで、吾身に依ては、凡飾は誠をするの害と相成ます。漢土カラブの書にも、誠は天の道なりと在て、是が即天理で有ます。又是を誠にするは人の道なりと在まして、是が即人道で有ます。して見ると、此誠を明にする時は、神様の御恵みもあり、又人の愛敬もあつて、不自由のないやうに相成ます。夫に付て一つの話がある。昔し美濃國に一人の孝子が有て、毎日々々山へ行て薪を探て、

夫れを市へ売て、帰りには酒をかふて来て、親に呑せることを勤とした孝行人がありました。処がある時、薪が安くなつたかして、酒を買ほどの錢が、取れなくなつた事が有ました。夫で此孝子が、親に酒を呑せる事の出来なくなつた事を、甚く苦にして居ました。毎日々々薪を取ながらも、其事より外には何も思はず、一心不乱に薪を取て居ますると、奇哉、岩間より漏出る清水、粉々香々として酒の香を発し、したたり落る故、立寄て呑試るに、正く酒なるに依て、是幸にと其清水を汲来て、親に孝養し、錢いらざにさけを呑んたとある。誠は爰である。今の世の人は、飾が多くて誠が少ないので、神様も御感心遊ばされず、人も感心しない故に、酒も地からは涌て出ず、人も錢がなくては、只は呑せぬ事となりました。誠さへあれば、錢が無とも人も呑せ、神様も如レ斯惠で下さるである。何んと誠は有がたい物ではござらぬか。扱此酒の御話は、まだ長うござりまするが、爰で一寸申す事が有ます。夫は越後の国に不思議の内に、土からともし油の涌て出る処が有ます。是は聊な事で、他国へ売出すなどの事がなかつた物でありまするが、御

一新以来、沢山に出てきまして、上州辺へも信州へも、是を売捌きまする。夫で私が存しまするには、御一新以來は、人の心が古に立還て、飾が少く、誠が多く成た故かと存じます。して見ると、此の末、酒なども涌て出るかもしませぬ。扱この美濃国の孝子の事が、上聞に達して、時の天子様、その処へ行幸あらせられて、其孝子と、その泉とを御賞与あつて、靈龜三年を改めて、養老元年となされたである。養老とは、老を養ふといふ文字で、此時の天子様は、人皇四十四代元正天皇様と申上た天子様で、諱は日本根子高瑞淨足姫命様と申す女帝である。扱此の天子様の詔曰、朕以ニ今年九月一到ニ美濃國不破行宮一留テ連ニ數日一、因覽ニ當耆郡多度山ノ美泉一自盤ニ手面ヲ、皮膚如レ滑亦洗フニ痛処ヲ無レ不二除愈ヘ、在ニ朕之躬ニ其驗、又就テ而飲ニ浴ニ^{ミユタメハナ}者、或白髮反レ黒或頬髮更生ヒ、或ハ闇目如レ明ヲ、自余痼疾咸皆平愈、昔聞後漢光武ノ時、醴泉出飲レ之者痼疾平愈ス、符瑞書曰醴泉者美泉可シ以養レ老、蓋水之精也、是ニ惟ニ美泉即合天瑞、朕雖レ痛虛、何違ニ天ノ貺一可レ大ニ赦ス天下一、改テ靈龜三年ヲ為ニ養老元年一、

云々とあるである。如レ孝子の誠より、美濃国に美泉が涌出て、飲ば酒と成り、其水を以て顔を洗へば、容顏美麗となり、盲目は眼が開、白髮は黒くなり、抜たる髮は再び生じ、其外何の疾に用ひても、其驗が有た。夫を天子様が御試有て、かくの如く詔が有たである。一人の誠より、かかる靈水が出て衆人の助となるといふは実に神様の力でなければ叶はぬである。爰の處を篤と承知致して、御互に誠を尽しあふて天理人道に相叶ひ、かやうな奇瑞もあらはる、やうにしたい物である。

十二、設_テ神理_ヲ以_テ獎_レ俗_ヲ、敷_ニ英風_一以_テ弘_レ國_ヲ、重加_{ミナズ}智海浩瀚_ヲ探_リ上古_ヲ、心鏡煌煌_ト明_ニ覩_ニ先代_一、於是天皇詔之朕聞_ク諸家之所齋、帝紀及本辭、既_ニ違_ヒ既_ニ違_ヒ正実_ニ多加_フ、當_テ今之時_ニ不_レ改_ヒ其失_未レ經_ニ幾年_ヲ、其旨欲_レ滅_ト斯乃邦家之經緯王化之鴻基_{ナリ}焉、故惟_レ撰_ニ錄_シ帝紀_ヲ、討_ニ覈_シ旧辭_{一削}レ_リ偽_ヲ定_レ實_ヲ、欲流_ニト後葉_ニ

今読上たる文は、古事記序に見えたる、天武天皇_{四十}代_一様の思召をしるしたる文である。此文に付て、皇上を奉戴

し、朝旨を遵守せしむべき事といふ、一箇条を演説いたします。扱今読上たる文に、設神理とは、即天理の事で、天津神様の立られたる、御定の御法の事である。此理を以て、俗を獎て教をなした事で有ます。夫で英風を敷て以弘_レ国とは申である。重_{シカノミナズ}加_{ミナズ}智海浩瀚_ヲ探_リ上古_ヲとは、天武天皇様の御智惠が、海の如く広くて深くて、其の智惠で、古の事を虚言_{ウソ}か本とかと、チャンと正しひいて、心鏡煌煌として覩_ニタマフ先代_ヲは、其の御心が鏡の如くで、煌煌と申して、明らかに御先代のありさまを、御覽あそばされて、夫で天子様が詔を下して、朕_レ聞_ク諸家之所齋、帝紀及本辭、既_ニ違_ヒ正実_ニ多_ク加_フ、虛偽_ヲ、と仰せられて、今まで諸家の家々に、筆記して置れた處の、天子様の御事を記し置れた事に、多く虚偽を加と有て、虚談_ヲマジツ_タてある。是は何_ドした訳じやと云ふに、古も今も欲心は同じ事で、我が家の事を光らかさうと思ふて、私は天子様と親類だ、私は天子様に何を貰た、私は天子様に何を教て上の挙と云て、天子様の御行状の事までを、暗ました事もないでござらぬ。夫を今の世に改めずに捨置た事ならば、

幾の年を経ない内、モウ近頃の内に、誠が亡びて仕舞て、偽が世に伝て、終に誠となるだらうと思召れて、古事記や、日本紀を、御撰なされやうと、思召立れたである。此の御書物が、邦家之經緯、王化之鴻基、と仰られて、國家を治めやうとするには、譬ば機を織るには、經緯と申て、たて糸と、よこ糸がなければ、機が出来ぬと同じ事で、此の古事記、日本紀は、邦家を治るの經緯だと申す事である。王化之鴻基とは、天子様が諸人を化導致すにも、此の書物が鴻基と申て、大なる本じやと申す意である。故惟レ撰^ニ錄シ帝紀^ヲ、討^ニ覈シ旧辞^ヲ、削^リ偽^ヲ定^メ実^ヲ、欲^レ流^ニ後葉^ニ、と仰られたである。討覈するとは、深く実を尋ね求めて、考へ窮る事で有ます。後葉とは、後の世の事である。扱かやうに天武天皇様思召されて、偽を削り、実を御定め有て、古事記、日本紀といふ御書物が出来て、夫が邦家を治るの經緯、王化の鴻基じやと仰せられたことを、篤と考へて見ますると、偽を後世へ伝へるばかり悪い事は有ませぬ。だが大概な人が、自分の勝手のよいやうに、杓子定矩^ヲ造て、夫を後世に伝へて、我が家の富貴を願ふ人が、沢山有ま

する。是は以ての外の事で有ます。偽りと申す物は、我を欺き、人を欺き、天を欺き、元より悪いと知りつ、致す事で有ますから、其化の皮が、いつか一度はげすにゐると云ふ、道理はないはづの事である。此道理を篤と承知致して、妄書妄印を造つて、人を欺くやうな事は、決して仕ないがよいである。天武天皇様の、古事記日本紀を御撰みに成た、其もとに付て見ると、偽は世を乱す種となりますすることが、よく分つて居ますから、実と偽の分別を付るが肝要である。此の分別を付ないと、御上に御苦勞がたえぬ。御上の裁判は、大概真偽の二つである。とかく偽を主張する人は、朝旨を遵守せず、皇上を奉戴する志がないからの事である。夫に付て考ると、近頃仰出された証券印紙を用る時は、妄書妄印の憂がなゝである。百が二百で、人の首が飛ぬといふ、有難い趣向である。扱真偽裁判の事に付て、人の戒になる話がありますから、一寸致しませう。其話は、砂石集といふ書物にあるが本とて、夫を又本朝孝子伝にも書載せて有ます。夫を私が心覚えのまゝに申しませう。武州の何とかいふ村に、中よく暮す二人が有て、一人は富貴一人は

貧乏人、夫で平生の附合が親まじく、至て厚い処が、互に年が寄て、二人ながら死で仕舞た。夫で又との子供たちが、先代の通り、又中がよくて交が親まじい。処がある時、貧乏人の悴ホガレが夢を見た。其夢がどうじやと云と、親が存命中、富貴な人の方に借財が有て、夫を返さずして死だ故、夫が苦になつて浮まれないから、どうぞ其借財を、かへして呉クレると申すことゆゑ、大きに承知致しましたと、慥に答へたと思ふと、夢が覚ました。処が此の人もとより親孝行で有まするから、サア其夢が気に成てなりませんから、夜が明るやいなや、彼の大甚殿へ往て、其由を申しますると、左様な事は父存命中にも話もなし、一切帳面にもなし、夫は多分妄夢とやらで、夢は証に立ぬ物で有まするから、左様な事は、御気にかけなさるな、私の方には、更に形のない事でござると、不相拶フアイサツを食たから、夫で彼の人も大きに困りました。ナント親父が是の内に借財が有から、払ひたいといふに、かしはないと云ふあいさつに、困る人は稀でござります。夫で拠ないから、どう有ても受取て下さらなければ、が親に対して、約だくしたことが立ませぬから、是非取て

くれろと申すから、夫は信に困ります。死だ親父のもとへ聞には往れず。貴殿の方から御貰い申した処が、私の方から、亡父へ送りやうがござらぬ。どうぞ其儀は御免下されと申すに聞入ず、其争ひが決着致さずして、遂に官府へ訟た事があります。夫で官府に於ては、是までのかしかり出入と違つて、吟味の仕やうはなし、只双方の実心に感心して、役人も涙を流したと申す事である。夫で役人も実心を以て裁判をいたし、然らば亡父の借財金何程差出すべし。其金子を以て、二人の亡父の追善を致して、冥福を追ふべしと仰せられたと、申す事があります。ナント感心な事ではござらぬか。

三則百談卷之二終